

総務委員会記録
【速報版】

令和8年6月1日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 大桑正貴委員長 これより委員会を開会いたします。

なお、鈴木副市長は他の委員会に出席しておりますが、審査状況により当委員会に出席するとのことで、御了承願います。

◎ 令和7年度陳情第95号の審査、採決

- 大桑正貴委員長 では、選挙管理委員会関係の審査に入ります。

なお、当局の発言に際しては着座のままでお願いいたします。

陳情審査に入ります。

令和7年度陳情第95号を議題に供します。

令和7年度陳情第95号 憲法改正国民投票において最低投票率を定めるよう国に求める意見書の提出方について

- 大桑正貴委員長 陳情の要旨等については、書記に朗読させます。

- 佐藤議事課書記 令和7年度陳情第95号、件名は憲法改正国民投票において最低投票率を定めるよう国に求める意見書の提出方について。受理は令和8年3月31日。陳情者は青葉区の神奈川子どもの今と未来を守る会横浜代表、本間さん。

陳情の要旨ですが、主権者である国民の意思を最大限反映できるよう、憲法改正国民投票において、最低投票率を求めることを求める意見書を国に提出されたいというものでございます。

- 大桑正貴委員長 それでは、各党派等の御意見等をお伺いいたします。

- 黒川勝委員 憲法改正に当たっては、主権者である国民の意思を最大限反映できるようにすべきと考えるわけですが、現在、国会においても様々な観点からの議論を経て、国民投票法が制定され、現時点においても憲法審査会を中心に必要な議論がいろいろな形で行われていることから、我々自民党としては、この陳情に関しては趣旨に沿い難いと思いたしたいと思います。

- 仁田昌寿委員 公明党でございます。

陳情者の意思として、最大限反映するということはとても大事なことなんでしょうと思いますが、既に国民投票法の制定の段階でも、こういった趣旨の議論があった上で成立をしたという過程を聞いてもおります。国での制定の運びになっているわけでございますので、趣旨に沿い難いという判断でお願いしたいと思います。

- 藤崎浩太郎委員 これまで国会の議論におきましても、附帯決議がつけられていたりですとか、最低投票率の意義や是非について検討することについての言及がなされてきたということで、非常に重要な課題だと考えております。

憲法改正における国民の意思を反映できるという御意見は大切な御指摘だと考えておりますが、一方で、これまでの決議もありましたとおり、そして国の議論が現在進行しているというところもありますので、我

が会派としては趣旨に沿い難いいたします。

- **くしだ久子委員** 課題認識は確かに共有するところではございますけれども、さきの委員にもございましたとおり、国の議論もございますので、私どもも趣旨に沿い難いということをお願いいたします。
- **こがゆ康弘委員** 陳情者の、国民の意思を最大限反映できるようにという形はおっしゃるとおりではございますが、今、国において、この辺の部分はかなり議論が行われているということですので、我が会派としても趣旨に沿い難いということをお願いいたします。
- **井上さくら委員** 今までの発言にもありましたように、国民投票法案の審議の際には、当時の自民党、民主党、公明党3党によって共同提案で附帯決議が行われています。その中身は、低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないよう、この憲法審査会において、本法施行までに最低投票率制度の意義、是非について検討を加えることという附帯決議がついています。これは本当は、ですから、国民投票法施行までにやらなければいけなかったものを、結局国会がやっていないのですね。やらないまま施行になっている状態で、今、憲法の改正の議論のほうが進んでしまっていると。

確かに、国会のほうできちんと議論していただかなければならないことですが、この附帯決議にもあるように、余りにも低投票率であった場合には、そもそもそれによってなされた、もし憲法改正がされた場合に、その条文自体が不安定化すると、疑義が生じるということがやはり懸念されます。また、そもそも本当に憲法を変える必要があるのかということについて、当然多くの国民が参加して決めなければいけないことだと思いますので、ぜひ、この最低投票率の定めというのは必要だと思います。

ですので、この陳情は採択をしていただいて、意見書の提出をお願いしたいと思います。

- **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、本件については採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** それでは、採決いたします。
採決の方法は挙手といたします。

本件については趣旨に沿うことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- **大桑正貴委員長** 挙手少数。
よって、令和7年度陳情第95号は趣旨に沿い難いと決定いたします。
以上で選挙管理委員会関係の審査は終了いたしましたので、当局の交代を求めます。
この際、暫時休憩いたします。

休憩時刻 午前10時05分

(当局交代)

再開時刻 午前11時34分

- **大桑正貴委員長** それでは、委員会を再開いたします。

◎ 市報第6号の審査、採決

- **大桑正貴委員長** 総務局関係の審査に入ります。
なお、当局からの発言に際しては着座のままをお願いいたします。

初めに、市報第6号を議題に供します。

市報第6号 横浜市市税条例等の一部改正についての専決処分報告

- **大桑正貴委員長** 当局の報告を求めます。
- **近藤総務局長** 市報第6号横浜市市税条例等の一部改正についての専決処分報告につきまして、お手元にお配りしている資料に基づきまして御説明をいたします。

議案書は1ページから16ページとなります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されました。法改正に伴い、市税条例等の改正が必要となる項目のうち、軽自動車税の環境性能割の廃止に係る所要の措置については、改正地方税法の公布後、速やかに市税条例等を改正する必要があったことから、令和8年4月1日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づく市長専決処分により、横浜市市税条例等の一部を改正しました。そのため、同条第3項の規定に基づき、本定例会で専決処分について御報告し、承認をお願いするものでございます。

下の表を御覧ください。

税目は軽自動車税になります。

改正の内容を御覧ください。

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う規定の整備です。

令和8年度税制改正により、軽自動車税（環境性能割）は令和8年3月31日をもって廃止し、軽自動車税（種別割）を軽自動車税とすることとされたため、市税条例等におきましても、税制改正の内容に合わせて関係する規定を整備いたしました。

御説明は以上でございます。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **こがゆ康弘委員** ありがとうございます。この環境性能割については、我々国民民主党が議員立法で提出をいたしまして、自動車取得者の負担軽減、あるいは二重課税と言われていた、この税制の簡素化などを求めているものです。軽自動車以外にも、普通乗用車についても廃止になったわけですが、ただ、この軽自動車については、いわゆる地方税収に与える影響というのがあります。この横浜市の市税に与える影響というのも当然あるわけで、まず、この環境性能割がなくなったことによる市税収入への影響について伺います。
- **近藤総務局長** 軽自動車税の環境性能割で約3億円、あと、委員が今おっしゃいました自動車税の環境性能割の廃止、こちら、神奈川県税になりますけれども、本市に交付されておりました自動車税環境性能割交付金で約35億円、合わせて年間約38億円の影響という形になります。
ただ、環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分につきましては、令和8年度税制改正において、安定財源を確保するための具体的な方針を検討し、それまでの間、国の責任で手当てされることとされ、令和8年度分の減収分につきましては、地方特例交付金により全額を補填することとされております。
- **こがゆ康弘委員** ということは、国の交付金で手当てをされるということなので、市への影響というのはないということでしょうか。
- **近藤総務局長** ただいま申し上げましたとおり、交付金で手当てされますので、影響はないという形にな

ります。

- **こがゆ康弘委員** 分かりました。やはり自動車の取得がやりやすくなる、あるいは税制の簡素化ということも含めて、こちらについては、令和8年度以降も、しっかりと国が責任を持って交付金措置をするような、そういった形での国への働きかけというのを私自身もやっていきたいと思ひますし、そういうことも引き続き要望していただければと思ひます。

以上です。

- **井上さくら委員** 今質疑がありましたけれども、38億円減収になって、取りあえず令和8年度については交付金で全額補填されるということだけでも、その後についての安定財源の検討中ということで、これが同規模で確保されそうなのかどうか、この点はちょっと気になるのですが、そのあたりはどんなふう把握しているのでしょうか。

- **松井担当理事** 今、こがゆ委員も言うていただきましたけれども、令和8年度税制改正においては、井上委員もおっしゃっているように、安定財源を確保するための具体的な方策をこれから検討すると、しかも、それまでの間は国の責任で手当てすると言っておりますので、これから議論がされてくると思っております。

私どものほうとしましては、市の独自要望等において、この財源についての措置は国の責任においてやるべきだという要望も引き続きやってまいりますし、国においても税制改正でそういうふううたっておりますので、何らかの安定財源は措置されるものだと考えております。

- **井上さくら委員** それは、安定財源が措置という検討とおっしゃっているからそうだと思うのだけれども、やっぱり規模も、きちんとこの規模が確保されるように働きかけていただきたいと思ひます。

それと一方で、大変今、生活も経済も大変な中だから、減税になっていくこと自体はよいことだと思うのですが、一方で、環境のインセンティブという面もあったと思うのですね。そこのところについては、本市としては脱炭素も掲げているわけですし、その辺についての影響とかはどのようなふうにお考えなのでしょうか。

- **近藤総務局長** この軽自動車税の今回の条例改正の見直しにおきましては、国の税制改正に基づいて行われたものでございます。

まず環境面というか、今回の国のほうの税制改正のほうにおきましては、米国の関税措置に伴って、自動車業界、こちらのほうに手当てをするということと、国内自動車市場の活性化、こちらのほうに重きを置いて実施をしているという形になっております。

今回、環境性能割に関しましては、軽自動車税という一つの名称という形で整理はされますけれども、軽自動車税の中で、また環境性能によって税源のほうも税率区分のほうも異なっておりますので、環境面のほうも引き続き、環境性能割という名称はなくなりましたが、税率区分のほうは生かされているという形になっております。

- **井上さくら委員** ちょっとトータルとしては、でも、やはり軽自動車の環境性能がよくて、そこにインセンティブがつくという面があったと思うので、国の方針だからね。今おっしゃったような、自動車業界への手当てだと非常にはっきりおっしゃるのだけれども、やっぱり一方で、ちゃんと環境に対しての、横浜市として何ができるかというのはありますけれども、それについてはきちんと周知なり、訴えなり対策なりしていただきたいと思ひます。意見で。

- **大桑正貴委員長** 御意見で。

他によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

- **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** それでは、採決いたします。
本件については承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、市報第6号については承認と決定いたします。



◎ 諮問市第1号、諮問市第2号、諮問市第3号の審査、採決

- **大桑正貴委員長** 次に、諮問市第1号、諮問市第2号及び諮問市第3号については、説明の都合上、3件を一括議題に供します。

諮問市第1号 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問

諮問市第2号 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問

諮問市第3号 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問

- **大桑正貴委員長** なお、本件につきましては、健康福祉局の粟屋企画部長、新井生活福祉部長及び水道局の久米給水サービス部担当部長ほか関係職員が説明員として出席をしておりますので、御了承願います。

では、当局の説明を求めます。

- **近藤総務局長** それでは、諮問市第1号から第3号までの下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問につきまして、一括して御説明をいたします。

議案書では17ページから31ページにございますが、説明資料を作成いたしましたので、お手元の資料を御覧ください。

まず、諮問市第1号について御説明をいたします。

1の趣旨でございますが、水道事業管理者が行った下水道使用料の減免の適用を解除する処分について、処分の相手方から、横浜市長に対して審査請求が行われました。本件は、この審査請求を棄却することについて、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、市会へお諮りするものでございます。

2の審査請求の概要でございますが、審査請求人は資料記載のとおりで、処分庁は水道事業管理者でございます。

(3)の事案の概要でございますが、本来は解除されるべきであった下水道使用料の減免適用が誤って継続していた世帯があることが、令和6年5月に判明いたしました。これを契機として同様の世帯がないか確認した結果、減免の適用を受けていた審査請求人について、令和3年1月1日付で減免事由に該当しなくなっていたことが明らかとなりました。このことから、処分庁が、令和3年6月分から令和7年3月分までの下水道使用料の減免の適用を解除する本件減免適用解除処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として審査請求を行いました。

(4)の審査請求の趣旨でございますが、本件減免適用解除処分を取消しを求めるものです。

(5)の審査請求の理由でございますが、審査請求人が減免事由に該当しなくなった後、処分庁から減免解除届の提出を促す案内はなく、その後も減免の適用が継続していたのは横浜市の事務処理の誤りが原因であるから、速やかに減免の適用の解除がなされなかったことについて審査請求人に責任はない。

横浜市の事務処理の誤りに起因する請求を審査請求人に遡及して全額負担させることは、信義則及び衡平の原則に著しく反するというものです。

次のページを御覧ください。

3の審査庁の判断でございますが、審査請求人は、令和3年1月1日付で減免事由に該当しなくなっており、その後、減免事由に該当することとなった事実も確認できません。

そして、下水道使用料は使用者の公平な負担が求められるものであること、審査請求人は自らの申請によって減免の適用を受けており自身で減免事由の該当性を認識し得ること、処分庁が定期的な減免事由の該当性の確認により職権で減免の適用を解除することは減免制度の適正な運用を目的としていること等に鑑みれば、横浜市による減免事由の該当性の確認時に事務処理の誤りがあったとしても、本件減免適用解除処分に裁量権の逸脱及び濫用は認められず、信義則違反も認められません。また、その他違法または不当な点は見当たりません。

したがって、本件減免適用解除処分は、適法かつ正当なものであり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求を棄却することが相当であると考えます。

最後に、4の市会諮問後の手続でございますが、審査庁は、市会からいただいた意見を受けて採決を行います。

なお、審査請求人は、審査庁の裁決に不服がある場合には、処分または裁決の取消しを求めて、横浜市を被告として、裁判所に訴えを提起することができます。

諮問市第1号の説明は以上でございます。

次に、諮問市第2号の資料を御覧ください。

諮問市第2号について御説明いたします。

1の趣旨でございますが、諮問市第1号と同様ですので、省略いたします。

2の審査請求の概要でございますが、審査請求人は資料記載のとおりで、処分庁は水道事業管理者でございます。

(3)の事案の概要でございますが、諮問市第1号と同様の経緯により確認した結果、審査請求人について、令和3年1月1日付で減免事由に該当しなくなっていたことが明らかとなりました。このことから、処分庁が、令和3年7月分から令和6年6月分までの下水道使用料の減免の適用を解除する本件減免適用解除処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として審査請求を行いました。

(4)の審査請求の趣旨でございますが、本件減免適用解除処分を取消しを求めるものです。

(5)の審査請求の理由でございますが、審査請求人が減免事由に該当しなくなった後も横浜市の事務処理の誤りにより減免の適用が継続されていたにもかかわらず、遡及して下水道使用料の減免の適用を解除するのであれば、減免の適用開始の時期についても、減免事由に該当することとなった日に遡及すべきである。

審査請求人は、令和6年6月に横浜市水道局のお客さまサービスセンターに連絡した際に、自身が既に減免事由に該当していない旨を伝えたが、過去の減免相当額を支払う必要がないとの回答を得ていたというも

のです。

次のページを御覧ください。

3の審査庁の判断でございますが、審査請求人は、令和3年1月1日付で減免事由に該当しなくなっており、その後、減免事由に該当することとなった事実も確認できません。

そして、諮問市第1号と同様の理由から、本件減免適用解除処分に裁量権の逸脱または濫用は認められません。

また、横浜市水道局のお客さまサービスセンターの担当者が減免事由に該当しない旨の申告があった場合の一般的な手続の案内をしたことにより、審査請求人に対する減免の適用は遡及して解除されないとの一定の信頼が生じたとしても、当該信頼は下水道の使用者間の公平を犠牲にしてまで法的に保護すべきものとはいえません。

なお、減免の適用開始の時期については、本件減免適用解除処分とは別の処分により既に判断されており、この審査請求により適否の判断をすることはできません。

したがって、本件減免適用解除処分は、適法かつ正当なものであり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求を棄却することが相当であると考えます。

最後に、4の市会諮問後の手続でございますが、諮問市第1号と同様ですので、省略いたします。

諮問市第2号の説明は以上でございます。

次に、諮問市第3号の資料を御覧ください。

諮問市第3号につきまして御説明をいたします。

1の趣旨でございますが、諮問市第1号及び第2号と同様ですので、省略いたします。

2の審査請求の概要でございますが、審査請求人は資料記載のとおりで、処分庁は水道事業管理者でございます。

(3)の事案の概要でございますが、諮問市第1号及び第2号と同様の経緯により確認した結果、審査請求人について、審査請求人の世帯にいた減免対象者の転居により、令和2年5月28日付で減免事由に該当しなくなっていたことが明らかとなりました。このことから、処分庁が、令和2年11月分から令和7年2月分までの下水道使用料の減免の適用を解除する本件減免適用解除処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として審査請求を行った事案でございます。

(4)の審査請求の趣旨でございますが、本件減免適用解除処分の取消しを求めるものです。

(5)の審査請求の理由でございますが、審査請求人の家族は、下水道使用料の減免の適用が開始されたときから現在に至るまで、減免事由に該当する減免対象者であり、処分庁には減免事由についての事実誤認がある。

次のページを御覧ください。

減免対象者である審査請求人の家族が転居した後も審査請求人に対して減免の適用が継続していたのは、横浜市の事務処理の不備が原因であり、審査請求期間の制限があることとの公平性から、処分庁も同じ期間の経過により下水道使用料を請求することができないと考えるべきである。

本件減免適用解除処分の通知書において私債権である水道料金と公債権である下水道使用料に関する事項が同一の文章中に記載されていることは不明瞭かつ不適切であるというものです。

3の審査庁の判断でございますが、審査請求人は、審査請求人の世帯にいた減免対象者の転居により令和

2年5月28日付で減免事由に該当しなくなっており、その後、減免事由に該当することとなった事実も確認できません。

そして、諮問市第1号及び諮問市第2号と同様の理由から、本件減免適用解除処分に裁量権の逸脱または濫用は認められません。

また、下水道使用料は算定された排出量に基づいて生じるものであり、その存否は審査請求期間によって左右される性質のものではありません。

なお、水道料金の減免の適用の解除は行政処分ではなく、本件減免適用解除処分とは別個の行為であって、本件減免適用解除処分を違法または不当とする理由にはなりません。

したがって、本件減免適用解除処分は、適法かつ正当なものであり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求を棄却することが相当であると考えます。

最後に、4の市会諮問後の手続でございますが、諮問市第1号及び諮問市第2号と同様ですので、省略いたします。

諮問市第3号の説明は以上でございます。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **井上さくら委員** まず、今議案になっているのはこの3件、3人の方から不服審査請求があったので、諮問ということで3件になっていますが、背景と伺いますか、全体像としては、水道料金と下水道使用料の減免適用の誤り、これ、全体の件数と金額というのをまず示してください。
- **久米水道局給水サービス部担当部長** 今回の件につきましては、令和6年9月の減免適用誤りの発覚を機にスタートしております。そちらの件では150世帯のミスが判明しております。また、今回の審査請求の対象の方が含まれております誤りにつきましては、この令和6年9月の誤りをきっかけに調査した結果、判明したものでございますが、令和7年3月にお知らせしておりますが、4218件ということになっております。合計の件数につきましては4368件でございます。

水道料金、下水道料金、合計になりますけれども、約2億1100万円となっております。

- **井上さくら委員** 大変大きな金額でもあり、それから、4368世帯、市民への影響も大きな問題だったと思います。それで、その中で、これは3件の方は不服審査という形を取られているのだけれども、そもそも、やっぱりこういう誤りがなぜ起きたのかということとちゃんと振り返って検証して、再発防止するところとところがまず基本にないといけないと思うのですよ。

それで、ちょっと訴えられていることの実事確認もさせていただきたいのだけれども、諮問市第1号の1枚目で御説明された、例えばこの審査請求の理由のところでは、審査請求人が減免事由に該当しなくなった後、処分庁——処分庁って水道局のことかな——から減免解除届の提出を促す案内はなかったと。これは、そういうことはしてこなかったということでもいいのですか。

- **久米水道局給水サービス部担当部長** ありがとうございます。こちら、示されていることにつきましては、我々は、減免の解除をすべきと判明した時点で解除通知のほうは御案内しておりますが、資格がなくなったこと自体で、我々のほうで認知していない中で、この解除通知を個人に御提出を促すという案内はしていません。

一方で、例えば申請をいただいた時点におきまして、資格がなくなった場合については水道局のほうへ御連絡をいただきたいと、そういうお伝えの仕方となっております。

- **井上さくら委員** つまり、減免の資格を取ったときは、そういう案内をしているけれども、その資格がなくなったときは取り立ててやっていないということでのいいのですか。
- **久米水道局給水サービス部担当部長** この方が亡くなった時点ということにおいて、特段案内ということでは水道局のほうからはしておりません。こちらの福祉制度が、健康福祉局ですとか子ども青少年局ですとかの資格を基に減免のほうをしておりますので、資格がなくなった時点ということではいきますと、福祉関係の制度を所管しているほうの御案内ということも想定はできるのかなと思いますけれども、そちらについては、一部案内はしていますけれども、全ての資格において、そういった案内ができていないわけではないということではございまして、この審査請求人の方が該当しなくなった後に提出を促す案内はなかったと感じられているのは、そうだろうと考えております。
- **井上さくら委員** もう一つ、2枚目の諮問市第2号の方は、審査請求の理由に、既に自分は減免を受ける資格がなくなったのではないかということで、(5)の一番下のほうに書いてありますけれども、水道局のお客さまサービスセンターに連絡して、自分はもう既に減免事由に該当していないのですけれどもとおっしゃっているわけですね。しかし、過去の減免相当額は支払う必要がないとサービスセンターで回答いただいたと、これも事実でいいのですか。
- **久米水道局給水サービス部担当部長** ありがとうございます。この方がお客さまサービスセンターのほうに御連絡いただいて、このやり取りをしたことについては、そのとおりでございます。
お客さまサービスセンターの案内なのですけれども、水道局といたしましては、当時、月に1回の職権削除と申しますか、健康福祉局等から削除の方の対象者のリストをいただいて、それで解除すべき方については解除をしているという前提の下での御案内でございまして、過去と申しましても、局から連絡が来るに当たってのタイムラグ等ございますので、その範疇での認識ということで一般的な御案内をしております。ですので、この方について詳細に、いつから資格がないからというやり取りではなく、一般的な御案内をさせていただいたという経緯でございます。
- **井上さくら委員** 今のお2人のケースを見ても、中には御自分で資格、いろんな支援が、資格がなくなったから御自分で水道局に、もしかしたらなくなったのでおっしゃる方もいるかもしれないけれども、今の水道局の対応を見ていると、基本的には行政側の手続で、その資格がなくなった方は減免を外すということをやってきた運用だったのだと思うのです。そこどころの確認と、それから、先ほどもちょっと言いましたが、なぜこういうことが起きて、それはどういうふうに見直しをされたのかということについて伺いたいのです。
- **久米水道局給水サービス部担当部長** ありがとうございます。御案内につきましては、先ほどと繰り返しになりますけれども、申請をいただいたときに御案内をするというのを基本としておりました。月例削除と呼んでおりますが、そういった削除対象者のリストをいただいて解除通知を出すという、その事務が我々としては円滑に申しますか、適切に回っているという認識でありました。申請も一部出ておりましたけれども、解除の福祉の資格がなくなったという御連絡も一部いただいておりますけれども、その比率が低いことについては認識はしておりましたけれども、そういった解除の連絡については適切にできているという認識でしたので、そちらのほうで運用をしてきたということではございます。
- **井上さくら委員** 適切にできていると水道局側は思っていたと。実際はどうだったのかということと、それはどこがどういう問題だったということなのですか。

- **久米水道局給水サービス部担当部長** 今回のミスにつきましては、その削除リストの作成過程におきまして、福祉所管課のほうでのリストの抽出条件の設定誤りということが大きな要因だと考えております。こちらについては、期間の設定などにおきまして適切でなかったということがあります。抽出条件ですね。抽出条件の期間の設定が適切ではなく、リストが適切に作成できていなかったということが主な原因となっております。
- **井上さくら委員** 今、水道局の方、苦しい回答をされて、だから、要は水道局としては、来たリストを信じてというか、それで、この方はもう資格がなくなったからということで職権で外していったと。でも、来ているリストが間違っていたのですよということですね。今、今日、福祉部門の方もいらっしゃっているのですよね。その原因と、もうちょっと詳しくお願いします。
- **粟屋健康福祉局企画部長** 今回ミスが起こった原因なのですが、本来は水道の減免を解除すべき事由が発生していた方だったのでありますが、福祉側のほうで、その減免解除の対象者であるというリストを月1回つくって水道局のほうにお渡ししておりましたが、福祉側でリストをつくる際の抽出の条件がちょっと足りていなかったため、本当でしたらば、もう減免は解除されるというはずの方が、水道局のほうにリストに載っていなかったため届かなかったということで、水道の減免が続いてしまったことから、このようなことが起こっております。
- **井上さくら委員** だから、福祉部門のほうの抽出条件を誤ったまま、これ、何年間もずっと続けていたということですね。それが原因で、水道局のほうは当然そういうものだと思っているから、そこに、実際は資格がなくなっている方であっても、水道局のほうではそれを把握しようがないから、なのでそのまま減免が続いていたと。これ、どう考えても行政側のミスだと思うのですよね。
- こちらの審査請求の理由にもはっきり書かれているけれども、横浜市の事務処理の誤りによって減免適用が継続していたにもかかわらず、分かった時点で、そこからはもう減免できませんよというのはいいですよ。でも、それをです、これ、振り返って、最初の方は分かったのが令和6年5月に分かったんだけど、令和3年6月分から請求しているわけですね、3年分。3年分まとめて、これ、水道と下水道合わせて請求して、そもそも減免を受ける方だから、経済的にそんなに余裕があるわけではないと思います、正直。それで、それが資格が外れたからといって、急に宝くじでも当たれば別だけれども、物すごく余裕があるわけでもないのに、何年分も過去の分まで払えと言われても、これは、この方がおっしゃっているように、市民の側には責任はないではないかと、全くそうではないかと思う。局長、どう思いますか。
- **近藤総務局長** 今回の事案につきましては、本市の事務処理ミス、こちらで起因するものでございます。本当に市民の皆様にご負担をおかけしていることにつきましては、審査庁としても重く受け止めております。
- 一方で、下水道使用料の減免につきましては、条例及び規則の規定する要件に該当する場合に限って適用することができるものであることから、これに該当しない場合に減免を継続することは困難でございます。また、下水道使用料につきましては、法律に基づき使用者から徴収するものでございまして、使用者の公平な負担が求められるものであることから、制度の適正な運用及び負担の公平性の確保といった観点から、それを踏まえてきちんと対応していかなければいけないというものでございます。
- 今回の件につきましては、事務処理上の反省、ミスを起こしたということを引きと我々行政のほうを受け止めさせていただきますけれども、今回の本件処分につきましては違法または不当ではないとは考えてございます。

○ **井上さくら委員** こういうふうには不服審査して、法律でどうのこうのとやればこういう答えにはなってしまうのですよ。だからもっと早い段階で、そもそも全額請求するのが間違いだから。100%、利用者、市民のほうに求めているのですよ、これ。おかしいでしょう。少なくとも半分、半分かどうか分からない。本来は100%横浜市の行政ミスの、本当は責任者がちゃんと責任を取るべき話だと思う。なのに、最初から横浜市の方の負担はゼロで、行政側の負担はゼロで、100%全く被害者ではないですか。事務ミスを受けたことによって予期せぬ請求をされているのだから、この方たちはみんな被害者ですよ、事務ミスの被害者。その行政のミスの被害者が、なぜ損害の分の100%を払わなければならないの。どう考えても理屈に合わないと思う。

○ **近藤総務局長** 委員御指摘で、減額とか、そういうことができないかという形の御意見だと思いますけれども、減免事由に該当しない場合に、個別事由に応じて減額するという制度は設けられておりません。そうした中で、そういった対応をすることは、ほかの利用者との負担の公平性を損なうという形になる中で、審査庁として、本件処分についてこのような判断をしたものでございます。

○ **井上さくら委員** ほかに利用者との公平性を損なうことをしたのは横浜市なのです。この人たちがあえてやったわけではないのです。横浜市側が、ほかの利用者との公平性を損なうような事務を行ったのだから、そちら側に責任があることは明確です。

これ、結局、何か抽出が適切ではなかったとかおっしゃっているけれども、きちんと背景と原因と、何が問題点だったのかということとは検証されたのでしょうか。

○ **栗屋健康福祉局企画部長** 今回の件につきましては、福祉側のほうで資格が止まると、福祉課の資格が止まるときの条件の抽出のときに、今月届出をして、今月止まった方ということで、そこを抽出するという作業をしておったのですが、実際には届出が今月であっても遡って資格を喪失したりということもあつたので、そこまで拾えていなかったということがございました。

ですので、今、こういったところでミスが起きたところは、もちろんリストの作成の作業自体を見直して誤りがないようにしておりますし、あと、全体として、その作業そのもののフロー全部も見直して、マニュアルは作成をし直す形で、同じ間違いは起こさないようにしております。

○ **井上さくら委員** 今のような振り返りというのは、とても表面的だと思います。技術的にはそういうことをちゃんとやり直さなければいけないのだけれども、なぜそういうことが何年間も続いていたのかと。

この水道料金による福祉減免って、全部で8種類あるのです。8種類のいろんな家庭の事情だったりとか、障害があったりとか、いろんな形の種類があります。8種類の減免というのが、言ってみれば、その8種類ごとに資格を取ったり失ったりするから、そこの部署でもってリストをつくって、水道局にそれぞれの課から行っているわけですね。先ほどの、全部で4500件だか300件だったかな。それらについては、この8種類のうち特定の課だけが出しています、このミスを。それは、なぜそういうことになったのかということまで振り返っていますか。

○ **新井健康福祉局生活福祉部長** 特定の課というところで、そこで所管するところで今回のミスが出てきているわけですが、この制度が始まったときに、その段階で、まずきちんと漏れがない抽出になっているかどうかというのを検証が不足していたこと、それから、その後の業務が定例化してきたことで、そのことについて見直しを行ってこなかったといったところ、それから、またさらに、その作業が特定の職員が担当するというところで、ダブルチェック機能がきちんと果たされていなかったといったところが反省点と

してございます。

- **井上さくら委員** この制度が始まったときとおっしゃったけれども、お話を伺ったところ、どこから始まっているかという、先ほど月1で、この資格がなくなった方のリストを水道局に送っているという話だったけれども、前は月1ではなくて年に1回だったのですね。年に1回、それ自体はやっぱり大変な作業だと思います。資格が外れた方をちゃんと正確にリストして、その方個人と、それから住んでいる家と、水道は家にひもづいているから、そこをきちんと照合をして水道局に出して、水道局がチェックするというのはそれなりに大変な作業だと思うのですよ。それを、それまでは年に1回やっていたものを、月1回ということで12倍になりますよね、作業が——というふうにしたところから発生しているのですよ。違いますかね。
- **久米水道局給水サービス部担当部長** 委員のおっしゃるとおりでございます。令和2年の変更前は、水道局のほうで対象の方のリストを印刷をして、関係課のほうにお送りして、そちらをチェックしてもらうということで年1回行っておりました。令和2年以降、毎月確認をするということで、今回ミスをしていない区分のものについては、水道局のほうから対象の方のデータを全件送って全件を突き合わせすると。システム上、突合せするというところを行ってきておりました。
今回のミスが、リストの抽出漏れがありましたものにつきましては、令和2年当初から、月に1回変更があった、資格が解除された方のリストをいただくと、それで事務を回していくということでしたので、これの1300件については、そういったところから、遡ると要因だとは考えております。
- **井上さくら委員** ミスが生じた課が、この課はほかのところの、8種類あったのだから、8課のうちの3課はやり方が違って、その照合のやり方が。その3課において、12倍の作業量になったのだけれども同じやり方を続けていたということで、結局、その3課に関してはミスが生じてしまったということでしょうか。
- **新井健康福祉局生活福祉部長** 毎月チェックを行うということになってからは、全件チェックではなくて、水道減免の対象事由となる資格が喪失した方、あるいは追加になる方という、個別で抽出をしてお送りする形に変更したというものでございます。
- **井上さくら委員** それで、では、なぜ3課だけそこでミスが集中したのかは分かっているのですか。
- **新井健康福祉局生活福祉部長** 各課で、それぞれ抽出の仕方、持っているシステムが違いますので、そのシステムに合わせる形で、抽出方法はそれぞれの課で異なります。そういった意味で、それぞれの課の中で十分な検証がされていなかったと考えております。
- **井上さくら委員** これは私の考え方だけでも、年に1回の作業でやっていたものを急に12倍にすると、月に1回にするということが、果たして作業量とか、それから今、システムの問題、それぞれシステムが違うという中で、本当にそれがすぐできるのかということが、当時きちんと現場のほうの実情等とかと、無理のない形だったのかということも疑問に思っています。結局、ほかのところとシステムが違ったということも伺っているので、特にミスが出た3課に関しては、やはり急に、1年に1度だったものが月に1回で12倍になったということの負荷がかかっていたと思うのですね。そのことについて、やはりきちんとそれができるといえるような体制を取ったり、あるいはシステムを共通化したりとか、それから、動き出したときにミスがないのかどうかということの振り返りをするとか、そういう全体についての体制といいますか、そこが不足していたのではないかなど。単に抽出の何だか方法が違っていただけのことだけではなくて、横浜市の組織

全体として、ちゃんと統制が取れていたのかということでもあるのではないかなと思うのですけれども、局長、どうですか。

- **近藤総務局長** 今回の事務処理ミスに関しまして、原因を究明した上で再発防止策をきちんと講じていくという、この観点は本当に重要だと考えております。今、委員のほうで、それぞれこの事務処理ミスを起こした所管の、また、この福祉制度の減免の制度を適用する周期につきましても御意見等はいただきました。私どものほうでは、減免というのは、きちんと減免適用に該当するかどうか、その時期に合わせてきちんと適用していくものだという形の中で、年1回から月ごとにとという形で見直したところではございます。ただ、そうした見直しによって、職員のほうでこうしたミスを起こしてしまった、この点に関しては、きちんと深く受け止めなければならないということと考えております。

そうしたことを踏まえまして、今回のようなことがないようにきちんと、さらに、今回の件を一つの教訓といたしまして、横浜市全体の事務処理において、こういった事例がないかどうかということもきちんと広めて、市としてきちんと受け止めて、起こさないような防止対策のほうを講じていく必要があると考えております。

- **井上さくら委員** 対策を講じていく必要があるって、これ、分かったのは、もうおととしと去年なのですよ。もうおととしと去年に分かって、4300世帯の方たちに全額請求をかけて、払ってくださっている方もいますよね、請求書を送りつけているんだから。だから、それは無理してでも払う人もいれば、まだ払っていない人もいますよ。もう1年以上たっているわけではないですか。一番最初からすれば、もう2年以上たっているわけですよ。

職場の一人一人が、誰がという話ではないのだけれども、やはり、なぜこういうことが起きたのか、防げなかったのか、その責任はどうだったのかということにおいて、では、例えば誰か処分は受けたのですか。

- **近藤総務局長** 今回の件におきましてですけれども、人事的な処分を受けたということ等はございません。今回、このような形で市民の方々に御負担を強いるような形になってしまったのですけれども、システムを運用していく中で、職員のほうで何か重過失とかいうものがあつたという形では認められませんので、委員の御質問に対するお答えですけれども、処分等は行ってございません。

- **井上さくら委員** 重過失があるとかないとかではなくて、そもそも統括できていたのか。それから、年に1回を月に1回に変えて12回に変えているのだから、その判断をしている人がいるわけですよ。これはどちらなのか、当時の副市長なのか分かりませんが——市長か。当時の市長でしょうね。一番上でいえば当時の市長だから、当時の市長が判断をしているわけだし、それから、それがスムーズに、相当大変なことだからスムーズにいくようにどういうふうに行ったのかという、別に現場の職員を処分しろとか言っているのではないのですよ。そういう方針を決定をし、その方針が実際に滞りなく行われるようにする責任が誰かあつたでしょうと言っているのですよ。そういう人たちは責任を取つたのですかと。松浦副市長、どうですか。

- **松浦副市長** まだ、この件についての人的な処分などについては、検討がされていると私には来ておりません。

ただ、私は今の委員の御指摘を聞いていて、委員のお気持ちはよく分かります。というのは、気持ちが分かるというのは、やっぱり今回こういった事務の手続の変更をされたことについて、それぞれの職場の中でもう少しやっぱり深掘りをしてしっかりと、どういった影響があるのか、あるいは、そういう事務の変更を

行うに当たって、適正な事務ができるのかということについては、確かにシステム上の難しさはあるのかもしれないけれども、もっとやっぱりシステムを責任を持って我々は運用しないといけないわけですから。年に1回だったものを年に12回、月1回に変えるのだったら、どうすれば適切な事務ができるのかということとはもっと考えないとイケなかったのだろうかと、そこは深く反省をしております。

したがって、先ほど局長も言っていますが、しっかりと今回の水道局、健康福祉局において深掘りの検証をしてもらった上で、しっかりと再発防止策を徹底してもらい、これが必要だと考えております。

- **井上さくら委員** もう、それが先。市民にお金を請求する前に、自分たちが原因者なのだから、自分たちが深掘りして、ちゃんと責任を取る人は責任を取って、そして、今約2億円なのだけれども、影響額が、2億1000万円、これ、水道局の会計に穴が開いているわけではないですよ。それぞれの制度をやっている福祉部局からの一般会計でもって穴が埋められているということではないですか。

- **久米水道局給水サービス部担当部長** 委員のおっしゃるとおりでして、現時点におきましては、減免をしたというときに、一般会計から水道局は繰入金を受けている形になっております。

今回、今、大変申し訳ない中ではございますが、請求をさせていただき、お支払いをいただいた場合に、そのお支払いいただいた金額を一般会計に戻すという手続を進めております。

- **井上さくら委員** 水道局は、どちらかというと被害者だからね。問題を起こしている側のほうが、これはやっぱりちゃんと責任を取らなければいけないです。2億1000万円、もう市民の方から払ってもらった分もあるのだけれども、もともと2億1000万円、これ、ちゃんと当時の経営責任職以上の皆さんで分担するとかね。だって、ボーナス査定を何年間か分が少しずつ減らすとか、2億1000万円できますよ。去年の職員の給与アップの影響額、80億円だからね。そのぐらい、やっぱりちゃんと、こういう問題でミスをしたら自分たちも責任を取るとやらないと、緊張感があるわけではないではないですか。損害を出したって、結局全部市民に請求しちゃうんだから。それで不服審査があったって、そんなのは駄目だと言って蹴っていれば、それは職員のほうには、何も行政の側には緊張感が生まれません。よくないです。

ですので、この議案3つとも反対します。

- **大桑正貴委員長** 御意見として。
- **大岩真善和副委員長** すみません。大変重要で難しい問題だと思うのですが、1点だけちょっと確認したいのですけれども、請求権が2億1000万円あるということで、遡り請求するということなのですが、この3件と、及び全体の両方について教えていただきたいのですけれども、この請求事項に係る時効が何年で、時効に係る請求債権があるのかないのかだけ、ちょっと確認させてください。
- **久米水道局給水サービス部担当部長** 時効につきましては、下水道使用料につきましては5年となっております。
- **大岩真善和副委員長** 5年なのですけれども、この全体の債権及びこの3件について、時効に係る債権がゼロなのか。あるのかないのか、それをちょっと教えてください。
- **久米水道局給水サービス部担当部長** 下水道使用料につきましては、時効のかかっていないもの、過去5年間分を、事務処理ミス期間と同じでございますので、時効の5年と、事務処理ミスが生じた以降5年と、同じでございますので、請求につきましては、時効が到来していないものを請求したという形になっております。お答えになっておりますでしょうか。
- **大岩真善和副委員長** 確認なのですけれども、結局これに関してはないけれども、時効にかかっていない

ものは請求していないからということですか。

ごめんなさい、時効は5年ということですよ。5年にかからないものだけ請求したということで、それ以上長い、請求できなかった債権もあるという理解でよろしいですか。

- **久米水道局給水サービス部担当部長** 大変申し訳ございません。今回、事務処理ミスを変更したのも令和2年で、5年前ではあったわけなのですけれども、そもそも文書の保存期間が5年間と、それもちょっと5年間でございまして、文書で保存されていて確認できるもの、さらにそれも下水の時効の5年と同じだったということで、時効が到来していないものを請求しております。

ただ一方で、文書が保存期間を過ぎておりまして、過去に、もう令和2年より前に減免を受けていらっしやる方で、例えばずっと継続していた場合に、令和2年以前のものには請求していないですとか、ただ——すみません、いろいろ混濁してしまって。今回の事務処理ミスの要因として、令和2年の変更以降でございまして、過去においての1年に1回チェックしていたときに漏れていたものがあるかもしれませんが、そういう意味では、5年前の時効が到来して請求できていないものも存在はしていると認識しております。

(「ますます分らん」と呼ぶ者あり)

- **大岩真善和副委員長** 整理させてください。整理させていただくと、請求時効は5年間で、5年間しか確認されていないので、今回の債権は時効に引かかるものはゼロ%ですと、まず。ですよ。それで、それ以前のもはもう書類が残っていないので、幾らかと、僕、それを聞こうかなと思ったのですけれども、聞かれても分かりませんよと、そういう理解でよろしいですか。

- **久米水道局給水サービス部担当部長** 大変申し訳ございません。そのとおりでございます。

- **大岩真善和副委員長** ちょっと、そういう状況だというのは今聞いて初めて分かったので、なかなかゆゆしき問題だなど、こういうふう……。反対させていただくかもしれないです。

- **井上さくら委員** 今の、ごめんなさい。時効の、今、大岩副委員長の指摘に、ちょっと回答が不正確だったと思いました。というのは、大岩副委員長は全体についてお聞きになっていると思うのですよ。今回の確かに議案になっているのが下水道の分だけだから、下水道に関しては時効の分は含まれていない。だけれども、先ほどの2億1000万円というのは水道料金も含まれているから、水道料金に関しては、時効を迎えている分まで請求していますか。

だから、2億1000万円のうち、水道料金に関しては5年ではないのですよね。時効が5年ではない。だから、これについては、本当は時効で免除されるべきものも、請求書には載っけて市民に請求しているということでもいいですか。

- **久米水道局給水サービス部担当部長** ちょっと、いろいろ大変申し訳ございません。まず下水の時効につきましてですけれども、大岩副委員長のおっしゃることが、ちょっと私がとらまえられていなかったかと思って、もう一回、ちょっとその点についても御説明いたしたいのですが、下水道の使用料につきましては、5年以前のものにつきましては消滅時効に当たりますので、請求すべきもので残っているものはないという整理になろうかと思えます。ですので、その時点で請求しなければならないものは全額請求をするということで、解除をしたということになります。ちょっと擦れ違っていたら申し訳ございません。

また、すみません。ちょっと1点訂正いたしたいのですけれども、解除通知ではお伝えはしたのですけれども、その後、下水のほうにつきましては、我々が解除通知をした以降も時効のほうが進んでまいりますの

で、相手様が見つからない等で請求ができずに時効を迎えているという金額もございまして、そちらが約11万7000円ということで、こちらについては、時効を迎えたいけれども請求をできていない金額ということで、具体的にお示しできる金額となっております。

また、井上委員からお話のありました水道料金につきましては、何か令和2年がいっぱいあって申し訳ないのですけれども、令和2年の民法の改正の前から水道をお使いいただいている方の水道料金の時効につきましては2年ということになっております。2年以前のものにつきましては、水道局は私債権でございますので、時効を迎えても債権が消滅しないということで、今回対象の方に請求をさせていただいております。

- **井上さくら委員** だから、水道料金に関しては、実は時効を迎えている金額まで市民に請求をしているということですね、水道料金に関しては、それが幾らあるのですか。
- **久米水道局給水サービス部担当部長** 概算ではございますけれども、約5670万円となります。
- **井上さくら委員** だから、5670万円は、水道料金のうち、もう時効を迎えていると。ただ、市民には時効も含めて、時効を迎えている分まで含めて債権はあるのだからといって請求している。もう、これも含めてよろしくない。
- **山下正人委員** すみません。私からも何点かあるのですが、これ、そもそも4300世帯の方々が対象でという話だったのですが、今回不服審査されているのが3名なのですかけれども、水道局のほうには、これ、3名ではなくて相当数の方からの苦情というのが入っているのではないですか。やはりこういった不服審査もやるって、相当やっぱりハードルが高いので、名前をさらしてやると大変なので、水道局のほうには、実際問題としてどのぐらい、おかしいでしょうという話が来ているのですか。ほかはないのですか。もう、これは肌感覚でいいです。
- **久米水道局給水サービス部担当部長** ありがとうございます。何人、何割ぐらいというのは、なかなかちょっと申し上げられませんが、水道局のほうで、お客様のほうへ水道局から直接……。まず初めはコールセンターのほうを立ち上げておりました、こちらの事務ミスが発生した時点で、コールセンターのほうからお電話をお一人お一人にかけた中では、やはり水道局から直接話を聞きたいという方がほとんどの方でございまして、水道局のほうから折り返しのお電話をしております。その中では、お叱り、何でこんなミスが起きたのだという、ある意味傷ついたというような御意見ですとか、そういった切実なお声というのは本当にたくさんいただいております。
- **山下正人委員** さっき井上委員が言われたように、これ、やはり減免を受けている世帯って、やっぱり経済的なものを含めて減免を受けられているということはあると思うので、やっぱりそこがまとまった金額を請求すると、やっぱり驚きますし、やっぱり不満も出てくると思うのですね。ただ一方で、当局がおっしゃるように、公平性を考えたら、本来払わなければいけないやつを払わなくていいということ、何でだよ、ずるいではないかという話も当然出てくると思うのです。
今、先ほど大岩副委員長からの話もあったように、時効を迎えているものに対して請求していることに関して、この後、この文章を読むと、これ、不服だった場合に被告として裁判所に提起することできると。これ、総務局、勝てるのですか。時効を迎えているものに対して請求して、これ、勝てないのではないですか、下手したら。どうなのですか。
- **近藤総務局長** 下水道使用料につきましては5年で時効という形になっています。今お話があった、時効を迎えているものに対しても請求しているというものに関しては、水道料金という形になります。水道料金

に関しましては、時効の援用という形で、相手方に対して時効を迎えているか、迎えていないかという形でお知らせをするという形になるのですけれども、そこは、お知らせはせずに請求をしているという形の意味だと思います。

(「ひどい」と呼ぶ者あり)

- **山下正人委員** その運用、ひどくないですか。
- **近藤総務局長** 民法におきましても、債権を持っている中では、請求するという形の中で水道局が判断されているものと考えております。
- **山下正人委員** 行政訴訟って、局長知ってのとおり、ほぼ勝てないよ、これ。一般市民がね。でも、今言ったような対応って、これ、そもそもやっぱり水道局側とケンボクがお互い何かなすり合っているようなことをやっているけれども、もう行政側のミスであって、市民からすると、これ、ちょっと、あんたらのミスで、何でここまでのことをやらされなければいけないのよというような感情論が出てくるのではないですかね。

これ、松浦さん。市長のお好きな市民目線から極めて外れている発想の行動に映るのですけれども、いかがでしょうか。

- **松浦副市長** 私も、この話は4月に水道局から話を聞きまして、極めて遺憾に本当に思いました。先ほど言いましたけれども、やはり事務の手続を変更したときに、やはりそこまで深掘りをしてしっかりと、それぞれの所管の部署が、システムが複雑だからと分からないではなくて、どうやったらこれが事務が適正になったのかということを考えていなければいけなかったと本当に思っています。
- そうした中で一方では、委員の皆様方からの御議論もいただきましたけれども、一方で多くの方々が公債権として、また一方、私債権としての下水道使用料、水道使用料をお支払いいただいていますので、それにつきましても、ここは法に従って手続をさせてもらっているというのが現状でございます。しっかりその辺については、今後の再発防止策を含めて徹底してまいりたいと考えております。

- **山下正人委員** この件に関しては、市長は何か発言されているのですか。
- **松浦副市長** 諮問の関係で議案になりますけれども、特にこの件については遺憾だという話も聞いております。遺憾だと聞いております。
- **山下正人委員** 遺憾だということを市長、もし思っていらっしゃるのであれば、これ、恐らく議案として出ていますし、こういう形で不服審査までのものが出ているということであれば、いろんな機会があったと思うのですけれども、私の記憶の中では、この件に関して市長からの、まずは申し訳なかったというような発言ってなかったような気がするのですが、何かございましたでしょうか。
- **松浦副市長** この件についての、この間の議案関連質疑では、水道事業管理者、あるいは私への質問でしたので、そういった御発言する機会がなかったというのが実態でございます。
- **山下正人委員** ぶら下がりとか記者会見の場ってあったではないですか、その間に。そういうところには何も発言されていなかったのですか、総務局長。
- **近藤総務局長** この件について、市長のほうから発言をされたということは承知をしております。
- **山下正人委員** 市長の市民目線というのは、本当に御都合主義の市民目線ですね、そういう意味では。

これ、きちんとやっぱり法的に公平なことも考えると、やっぱり大変申し訳ないけれども、御請求しなければいけないものは請求しなければいけないというのがあると思うのですけれども、少しまとめて払うとい

うことも厳しいことがあると思うので、何かいろんな対策を考えていかないと、これ、収まらないと思いますよ。

- **近藤総務局長** 今回の件につきましては、本市のほうの事務処理に基づいて遡及して請求をさせていただくという事案で、本当に申し訳なく思っております。お支払いに当たりましては、先方のほうによく事情等をお聞きして、また、そのお聞きしたことを考慮いたしまして、分割とか、そういった形で丁寧に対応していきたいと考えております。
- **山下正人委員** それと再発防止の件も、この案件を聞いたときにお聞きしたのですけれども、そもそも、このアナログ的なやり方でリストを出す、出さないとか、月ごとにするとか、これだけデータ経営だとかデジタルガバナンスのことを言っている中で、これこそまさしくマイナンバーを使ってやれば、プッシュ型でも支援もできるし、本来はこういった形のものというのは、だからマイナンバー制度をつかったのに、システムが対応できませんとか、そんな言い訳を聞いているのですけれども、こういうものに関して、特に福祉系ですよ。マイナンバーを活用して、きちんとこういうそごが出ないようなシステムに変えていくという考えはないのでしょうか。
- **近藤総務局長** マイナンバーに関しましては、福祉系に関して活用ができるという形になっておりますので、今後、こういった事務処理も起こったことも踏まえまして、いかに活用していくのか、その防止の中で役立てていけるのかどうかということは、本当に検討をしていきたいと考えております。
- **山下正人委員** この案件、同じようなことも多分恐らく今後考えられるので、早急に対策を打てるようにしたほうがいいと思いますよ。私の意見として言っておきます。
- **横山正人委員** 分割で、しかも延滞金を取らないと、こういう措置を講じるのは当然のことなのだけれども、その原因をつくったのは横浜市であって、誤った回答をした結果、こういうことになってしまったわけなのだけれども、これ、横浜市としての再発防止であったりとか、今回の問題を振り返ってみて、どういところが悪かったのかという調査は行ったのですか。
- **栗屋健康福祉局企画部長** ミスが判明した段階で、どこでそういうリストの抽出が漏れてしまったのかというところは、もちろん徹底的に調べて、そこが次回以降の処理で漏れることがないようにというのは作業をしております。

水道減免の福祉側のほうでいきますと6課関係していて、所管課が6ございまして、システムも、今のところ大きいシステムで数えて4システムぐらいが入り乱れている状態で、それぞれが作業をしているという状況がございます。ですが、ミスがあったことが分かった段階では、そこをまた同じことはやらないようにという作業はしております、御指摘ありましたとおり、将来的には、そういう力業ではなくてできるような方法も考えていかなければいけないのかなとは考えております。
- **横山正人委員** ということは、全容に関して調査をやっていないということだよね。まだ終わっていないわけでしょう。
- **栗屋健康福祉局企画部長** 調査につきましては、1つ目の案件が見つかった段階で8要件ございますので、それは全て、今大丈夫かということについては調査はかけております。
- **横山正人委員** 原因は、これ、仕組みなのですか。それとも人のミスなのですか。
- **栗屋健康福祉局企画部長** 人のミスというより、どちらかというシステム的に作業のフロー自体が足りていないということが原因かと思えます。

- **横山正人委員** 先ほども副市長から、この案件については非常に遺憾だという御発言がありましたけれども、これが人為的なミスで行われたのであれば、これ、当然処分の対象に私はなると思いますが、仕組みの問題なのか、人的ミスなのか、ここをはっきりしないと原因究明できないと思うのだけれども、どうですか。
- **粟屋健康福祉局企画部長** このミスに関して、例えば職員が意図的に何かをやったとか、重大な何か過誤をしてということではなくて、いろいろ答弁申し上げている中に含まれておりますけれども、考えるときに深く考えて、ミスが起きないように、レアな事象も含めて、どういうふうにやっていけばよかったのかというところを最後まで細かく考え切れていなかったのも、私は、ちょっと事務の流れの考え方が誤っていたと申し上げたところでございます。
- **横山正人委員** 様々な横浜市としてのミスや間違った対応があったとはいえども、全市的に見れば、これ、負担の公平性を考えれば御負担いただかなければならないことに私は結果としてなるのではないかなと思うのだけれども、横浜市の責任を曖昧にしたままで、これを市民の方に御負担をいただくというのは、ちょっと心苦しい話ではないかなと思います。ですので、ちゃんとこれ、調査した報告を市会に提出していただきたいと思うのだけれども、どうですか、局長。
- **近藤総務局長** 今、委員のほうから御意見をいただきました。今回の件に関しましては、本市のほうの事務処理ミスによって減免を引き続き適用してしまったという形の中で、その減免を解除して、今回お支払いをいただくというような御負担をしていただくような形になります。それに関しまして、本当に我々としても重く受け止めて、ミスの究明のほうはしっかりやっつけていかなければいけないと考えております。そのミスの究明をしっかりとすることは、本当に重要なことだと考えております。
- ただ、今回の審査請求に対するものにつきましては、当該処分が法令、または制度に照らして適法かつ妥当かという形で判断するというものとなっております。法令的なものは別に、今回のことを踏まえてしっかり調査をして、それをきちんと御報告をしていくという形で進めてまいりたいと考えております。
- **こがゆ康弘委員** 今、ちょっといろいろ伺っていて、やっぱりまだちょっと不十分だなとも感じるのですが、ただ、今回の昨年3月22日付で行った減免適用解除処分に関して、行政不服審査法が出てきた事案、そして議会に対して今回審査請求に対する諮問というものは、今まで出てきたことはないですか。
- **近藤総務局長** 今回、審査請求自体はこれまで6件受け付けております。6件のうち1件につきましては、請求期間が過ぎていたということで却下という形で、議会のほうにも報告のほうをさせていただいております。あともう1件につきましては、得べかりし利益がないという形の中で却下というような形で、2件はもう処理が進んでおりまして、今回、3件について諮問をさせていただいているという形で、1件についてはまだ審査庁のほうで審議中という形になります。
- **こがゆ康弘委員** だから、これ、既に6件出ていて、そのうちの3件が今回諮問に諮っているのですけれども、何か同じような内容が過去にも結構出てきていたような気がしていて、同じような公平性、平等性の下でというようなことに対して議会に諮問するというと、やっぱりそこは払うべきものは払ってくださいという結論に至ったような気がするのですが、ただ、過去の事例とやっぱり違う結論が本当に出せるのかどうか。さらに言うと、もう既にこのいわゆる減免の適用を解除することに対して、支払ってしまった人もいるわけですね、これ。こうやって行政不服審査を出した方については表に出るのだけれども、そうではない人って出ていないわけですよ。
- だから、やはりこれ、原因を突き詰めるということもそうだし、反省もしているのだけれども、では今ま

でをどうするのか、そしてこれからをどうするのかということまで考えて、いろいろこれは結論を出さなければいけなくて、この件にかかわらず、行政不服処分について議会に諮問されたことというのは、ほとんどこれ、残念ながら却下している例が多いのではないかと思うのですね。その中で、ではやっぱり原因がかなり煩雑で、そして対応についても、まだ今までの話を聞いているとなかなか十分できていないような状況になっている。その中でこの結論を出すというのは、ちょっとかなり難しいなという気も私はしていますけれども、いずれにしても、昨年3月27日付で行った減免適用解除処分に関する議会の諮問に対しての結論というか、諮問は初めてということなのですね。何か過去にも同じような、下水とか水道の部分が出ていたような記憶があるのですが。

- **湊ガバナンス推進室長** 議会へ諮問させていただいた審査請求の件数でございますけれども、直近5か年度では13件ございまして、生活保護の返還金の督促処分に係る審査請求ですとか、道路占用料の徴収処分に係る審査請求とか、そういったものはございますが、今回と同じ事案というのではないかなとは思ってまして、1点だけあるのは、下水道の使用料の徴収処分に係る審査請求というのは、令和6年の第3回市会定例会で2件ほどございました。
- **こがゆ康弘委員** 要するに、行政の事務ミス、事務処理ミスなどによって、こういう諮問が出ていた場合が過去どうだったのかという話も当然出てきますし、今回の原因とか対策についてもしっかりと、やっぱり確認をした後でこの結論を出さないと、これから先も同じように行政不服処分が出た場合に、違う結論になれるのかどうかという話とか、もう支払った人に対してどうするかということだって当然あるので、かなり重いというか、今結論を出せるかどうかなどは私に思いました。
以上です。
- **仁田昌寿委員** 今後を考えるに当たって、1点だけ教えてください。4368件の中で、既にお支払いいただいた方の件数って分かりますか。
- **久米水道局給水サービス部担当部長** ありがとうございます。4月27日現在でございますけれども、先ほどお話が出ました水道局のほうでは、まとまって払えない方につきましては分割納入ということで、お支払い計画を立てて払ってくださっている方もいます。一括支払い、もしくは既に分割で払い始めてくださっている方につきましては、2246人の方が既にお支払いをしてくださっています。分割で払いますと意思表示をしてくださっている方が709人です。
ちょっと今まで御説明できなかったのですけれども、今回減免の適用を解除した期間におきまして、ほかの福祉の制度も適用されているので、減免を申請できる資格があるという方につきましては、遡って適用するという手続もしてきております。そういったことで減免が再度適用になった方というのが562人ということでございまして、これらを合わせますと、3517人の方が既にお支払い、もしくは支払わなくてよいという形で区分される方になります。
- **仁田昌寿委員** 分かりました。この制度そのものは申請主義ですよ。つまり、自分はこういう状態です、水道局さんと言って減免が始まると、こういうことでよろしかったですか。
- **久米水道局給水サービス部担当部長** 委員のおっしゃるとおりでして、こちらの水道、下水道の減免につきましては、申請があつて適用されるものでございます。
- **仁田昌寿委員** もう一つ、3月27日付で処分ということになったわけですが、これ、一斉に今の4368件は通達が行って、その皆さんが3517件、今一応めどがついている状態と、こういう理解でよろしいですか。

- **久米水道局給水サービス部担当部長** 恐れ入ります。4300件のうち150件につきましては、令和6年9月に通知のほうをしております。残りの4218件につきまして3月27日に一斉に通知をしたという形になります。
- **仁田昌寿委員** 分かりました。ありがとうございます。
- **近藤総務局長** 先ほどの仁田委員の御質問に対する割合のお話ですけれども、今回事務処理ミスという形で、このような形で追加で減免適用が解除されたということで、お支払いのお願いをしているのですが、8割の方が御理解をいただいて、まだ8割の中で分割措置の市民の方もいらっしゃいますけれども、そのような状況でございます。
- **大岩真善和副委員長** すみません。私のほうから時効の点を指摘させていただいたのですが、ちょっとやっぱりよく分からない部分もありますので、しっかりとまとめていただき、あと、各委員の皆様から御指摘いただいた点、今後を考えても大変重要な視点だと思いますので、採決ではなくて継続審査としていただくべきかなと思いますので、よろしくをお願いします。
- **大桑正貴委員長** では、ただいま大岩副委員長より継続審査との発言がございました。また、ほかの委員から様々な意見もございましたので、本件について継続審査とするかどうかについてお諮りしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** それでは、採決いたします。
採決の方法は挙手いたします。
本件については会期中継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
- **大桑正貴委員長** 挙手総数。
よって、本件については会期中継続審査と決定いたします。
それでは、まだ議題も残っておりますが、この際、昼食のため休憩といたしたいと思います。
再開については2時でお願いします。

休憩時刻 午後0時59分

(当局交代)

再開時刻 午後2時00分

◎ 市第4号議案の審査、採決

- **大桑正貴委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
次に、市第4号議案を議題に供します。

市第4号議案 横浜市市税条例の一部改正

- **大桑正貴委員長** 当局の説明を求めます。
- **近藤総務局長** 市第4号議案横浜市市税条例の一部改正につきまして、お手元にお配りしている資料に基づきまして御説明をいたします。

議案書は107ページから139ページとなります。

本議案は、新築された省エネルギー性能の高い住宅に係る都市計画税の減額措置について、対象となる住宅の見直し及び適用期間の延長を行うとともに、地方税法の一部改正等に伴う関係規定の整備を行うため、横浜市市税条例の一部を改正するものです。

具体的な改正内容につきまして、表にまとめております。

表のつくりですが、左側に税目を、右側に改正案の内容を記載しています。

税目、都市計画税について、まず、新築された省エネルギー性能の高い住宅に対して課する都市計画税の減額措置の対象となる住宅の見直し及び適用期間の延長でございます。

本市が独自に導入している新築された省エネルギー性能の高い住宅に対する都市計画税の減額措置が、令和8年3月31日で適用の期限を迎えました。住宅の省エネルギー化に係る国の動向や本市の政策等を踏まえ、現行の基準を上回る省エネルギー性能を有する住宅の普及を促進させるため、減額措置の対象を、断熱等性能等級6以上の性能を有する高断熱住宅に重点化した上で、適用期間を5年延長いたします。

下の左側の表、【現行】としているものが現行制度の内容、右側の表、【改正案】としているものが改正案の内容でございます。

現行、令和8年3月31日までに新築された住宅のうち、断熱等性能等級5以上の省エネルギー性能を有する認定低炭素住宅等及び認定長期優良住宅については、記載のとおり減額を行っております。

改正案では、減額措置の適用期間を5年延長し、令和8年4月1日から令和13年3月31日までに新築された住宅といたします。

対象資産については、これを重点化し、現行の基準を上回る断熱等性能等級6以上を有する住宅を高断熱住宅として減額対象といたします。

減額内容と減額期間については、都市計画税の2分の1について、戸建住宅等は新築後3年度分、マンション等は新築後5年度分、減額するものでございます。

なお、この改正は令和9年度分の都市計画税から適用とします。

2ページを御覧ください。

次に、熱損失防止改修工事等が行われた既存住宅に対して課する都市計画税の減額措置の延長です。

地方税法の改正により、熱損失防止改修等住宅及び耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額措置が5年延長されたことから、これを準用して本市が独自に設けている都市計画税の減額措置についても同様に適用期間を5年延長するものです。

下の熱損失防止改修等住宅に対する減額措置を御覧ください。

熱損失防止改修等住宅とは、表の欄外に米印で記載しておりますが、太陽光発電設備の設置や窓の断熱改修など、省エネルギー化に資する一定の改修工事を行った住宅をいいます。

対象資産及び減額内容については、表に記載のとおりです。

改修工事の期間ですが、現行では令和8年3月31日までとされていますが、改正案では5年延長し、令和13年3月31日までとするものです。

なお、この改正は、令和9年度分の都市計画税から適用とします。

次に、耐震基準適合住宅に対する減額措置を御覧ください。

耐震基準適合住宅とは、表の欄外、米印で記載しておりますが、地震に対する安全性の向上を目的とした

一定の耐震改修工事が行われ、耐震基準を満たすこととなった住宅をいいます。

対象資産及び減額内容については、表に記載のとおりです。

改修工事の期間ですが、現行では令和8年3月31日までとされていますが、改正案では5年延長し、令和13年3月31日までとするものです。

なお、この改正も令和9年度分の都市計画税から適用といたします。

3ページを御覧ください。

次に、税目は固定資産税になります。

再生エネルギー発電設備に係る課税割合の設定でございます。

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置、わがまち特例について、地方税法の改正により適用期間が3年間延長されるとともに、対象資産及び課税割合の見直しが行われたことに伴い、課税割合を設定するものです。

わがまち特例とは、課税標準の特例措置等について、国が一律に課税割合を定めるのではなく、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みでございます。

下の左側の表を御覧ください。

現行では、太陽光発電設備と風力発電設備について、記載のとおり課税割合を設定しています。

右側の表、改正案を御覧ください。

太陽光発電設備については、地方税法の改正により、対象資産がペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備に限定され、課税割合は、標準的な割合である参酌基準が2分の1、地方自治体で設定される範囲が3分の1以上3分の2以下とされたことを踏まえ、本市では、地方税法上最も低い課税割合である3分の1とするものです。

同様に、地方税法の改正により、風力発電設備については、再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備については参酌基準が5分の3、地方自治体で設定できる範囲が2分の1以上10分の7以下とされたことを踏まえ、本市では、地方税法上最も低い課税割合である2分の1とし、港湾法に基づく洋上風力発電設備、温対法・農山漁村再エネ法に基づく陸上風力発電設備については参酌基準が3分の2、地方自治体で設定できる範囲が2分の1以上6分の5以下と定められたことを踏まえ、本市では、地方税法上最も低い課税割合である2分の1とするものです。

なお、適用につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得した設備について、新たに固定資産税が課される年度から3年度分となります。

課税割合の設定理由ですが、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、本市でも横浜市地球温暖化対策実行計画において、基本方針の一つに、徹底した省エネの推進・再エネ普及・拡大を掲げ、再エネ設備の導入拡大に向けた取組を進めており、需要創出のためのインセンティブを付与する必要があるためでございます。

次に、固定資産税の免税点の見直しでございます。

地方税法の改正により、物価指数等の上昇を踏まえ、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点について引き上げられたことから、規定を整備するものです。

家屋については現行の20万円が30万円に、償却資産については現行の150万円が180万円となります。土地については、現行の30万円が据え置かれています。

なお、免税点とは、各区内において所有する土地、家屋、償却資産の課税標準額がこの金額に満たない場合は、固定資産税が課税されない制度でございます。

また、この改正は令和9年度分の固定資産税から適用とします。

その他、地方税法等の改正等に伴い、本市の条例につきましても同様に改正が必要な条文について、整備を併せて行います。

御説明は以上でございます。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **井上さくら委員** 最初に、資料の3ページ目の再生可能エネルギー発電設備に関する固定資産税のところであつと伺いますが、現行の対象資産と改正案の対象資産で大分大きな変更になっていますけれども、現行の対象資産だと何件ぐらいが対象なのか、改正案の対象資産だと何件ぐらいが対象なのか、伺います。
- **松井担当理事** 再生可能エネルギー発電設備に係る特例の適用実績につきましては、太陽光発電のみに実績がございます。累計ですが、事業者数は約700件、軽減税額は約8500万円となっております。

以上でございます。

- **井上さくら委員** 現行の表になっているところの太陽光発電設備の、この対象が700件で、効果額として8500万円。それが現行で、改正案でペロブスカイトに限定していくと、太陽光であればね。ここの対象資産3つ挙がっていますが、これの対象は、今何件横浜市内にあるのですか。
- **松井担当理事** 現状では対象資産としては確認されておりません。
- **井上さくら委員** 一つもないということなのですかね。
- **松井担当理事** これから、これを普及させていくために導入する制度となっております。
- **井上さくら委員** これは、国の地方税法の改正で、この対象資産のところは、本市の意向というかで多少上乘せしたり、内容をです。この割合のほうではなくて、内容について修正したり追加したりということはないものなのですか。

- **松井担当理事** 委員御指摘のとおりでございます、対象資産については国のスキームに載っていますので、その部分については、このカテゴリーは変えられないということです。
- **井上さくら委員** これ、ちょっと国が再生可能エネルギー、ペロブスカイトの普及を図るとするのは、それはそれでいいと思うのですが、しかし、それが現在あまり実用化されていないというか、実証実験段階ということで、実際に減税効果というのが難しいのに、現行で700件対象となっている太陽光発電設備は全く対象外にしちゃうというのは、国の法律のほうだけでも、やはり国がちょっと再生可能エネルギーに後ろ向きなのではないかなという懸念を持ちます。

割合に関して、つまり横浜市のほうで左右できるのは、ここの割合のことだけということなので、これに関してはどうなのかなという気もしますが、ぜひ国にはきちんと実情を踏まえていただいて、この再生可能エネルギー全体についての普及を図るよう求めています。何かありますか。

- **松井担当理事** 今伺った御意見につきましては、国と意見交換する機会等もありますので、それは、議会からそういうお話があったという形では申し上げたいと思います。
- **井上さくら委員** 資料であつと戻りますが、一番最初に御説明いただいた都市計画税のほうで、これは新築された省エネルギー性能の高い住宅に対して課する都市計画税の減税措置ということで、これはさっきの再生可能エネルギーとは違って、対象資産自体を横浜市のほうで変えられるということであつて

か。

- **松井担当理事** そのとおりでございます。
- **井上さくら委員** そうすると、これも現行の対象資産、今年の3月31日までの制度での対象が年間どれぐらいなのか、それから改正案のほうではどれぐらいになるのか、それぞれ伺います。
- **永森主税部長** これまでの現行制度のほうでございますが、令和8年度は約7000戸適用されております。それから、新しい制度では、これはまだ見込みとなるのですが、初年度では令和9年度では800件程度、それから、毎年件数は増えていくものと見込んでおりますので、令和13年度までの5年間では累計6000件になる。年間では千数百件程度まで増えてくるものと見込んでおります。
- **井上さくら委員** 今年の3月31日までの制度だと、7000戸が実際対象になって減税を受けていると。それが今年度から変更すると令和9年度では、令和9年度というか、この制度上ということですね。令和8年4月1日からのこの制度に変更するとということでもいいですか。
- **永森主税部長** この制度自体が、新築後3年、あるいは5年という制度で続きますので、この4月でびたっと切れるわけではなくて、新築分、その日までに新築された分ということで分けられますので、現在適用されているものは、まだ期間が残っていれば、当然来年も再来年もということで減額はされます。
- **井上さくら委員** 何か新たに対象になる件数が、この新しい改正案だと対象資産を変えちゃうわけだからね。断熱性能等級を変えるわけだから、変えると800件に減ってしまいますよということでもいいですか。
- **永森主税部長** 今申し上げたとおり、令和9年度にもまだ現行制度が続くものがございますので、900件というのは、あくまでも令和9年度に初めて適用になるという意味ですので、それ以外に現行のが続きます分がありますから、900ではなくて、ちょっと数字が出てこないのですが、現行分プラス900という意味です、令和9年度においては。
- **井上さくら委員** それは実態としてそうなのだけれども、今伺っているのは、対象になるのがどれぐらいなのかと。だから、これまでの現行の制度だと、断熱等性能等級が5以上を対象にしている、それは7000戸であると。それから、これを断熱等性能等級を6以上に変更することで、対象が、さっき800件とおっしゃったと思う。800件になるということですね。
- **永森主税部長** おっしゃるとおりです。
- **井上さくら委員** これ、ちょっと、重点化と書かれているけれども、重点化が極端だと思う。今7000戸が対象になっているような制度で、省エネ性能の高い住宅にしましょうということで、インセンティブというか、できるだけ新築に当たっては、こういう省エネ性の高いものにするほうが都市計画税の減額があっているのではないですかということ誘導していこうということだから、それが今、7000戸を対象にされているぐらいの幅なのに、重点化ということで絞込むと、800件というのは非常に狭き門になるのではないかとと思うのですね。なぜそういうふうに、これは横浜市の判断でできるわけですよね、対象をどこまでにするかというのは。
これ、あれですか。等級5であっても、できるだけ5以上にしてもらいましょうということで、現行の延長ではなぜ駄目なのでしょうかね。
- **松井担当理事** 委員のおっしゃる部分も分かるのですがけれども、まず、今回、横浜市の中期計画におきまして、中期計画の中で建築局のほうでまとめました中で、省エネ住宅については、断熱等級6、7を重点化していくという政策目的がございます。これについて、これに適合するような形に、今回の制度がちょうど

期間が同じですから、それに合わせて等級を上げております。

あと、委員のおっしゃる断熱等級5につきましては、これ、ちょうど5年間の適用になるのですけれども、この期間中に実は義務化が予定されております。これはあくまで政策税制でございまして、インセンティブでなるべく省エネ性能の高い住宅を誘導していこうということでございますので、ということで、今回は義務化がされる断熱等級5については外した上で、6、7以上を対象としたということでございます。

- **井上さくら委員** 義務化は令和12年度からですかね。
(「いや、令和12年度までに」と呼ぶ者あり)
- **井上さくら委員** までにということは、いつなのか。すみません。
- **松井担当理事** 令和12年度までなので、もっと前に行われる予定でございます。
- **井上さくら委員** 義務化されるまでは、できるだけインセンティブをつけて、5年というのも、これは横浜市でもって変えられるのではないのですか。
- **松井担当理事** この制度自体が、もともと固定資産税の新築住宅に対する、半分でいいよという制度が実はあるのですけれども、2分の1にする。これは昭和42年から導入されているのですけれども、これが基になっています。

都市計画税については、横浜市もこの昭和42年から同じように、都市計画税も合わせて、では2分の1にしましょうということですとずっとやってきました。平成25年に、ほとんどの都市は、実は都市計画税の2分の1をもうやめていまして、横浜市の場合は、この平成25年に、ただやめるのではなくて、省エネ性能の高い住宅に特化して行って、ちゃんと政策目的税としてつくっていきましょうというのを、平成25年からですから、実は断熱等級4以上という形で、そういうつくりにしております。その省エネ性能の住宅の着工状況を見た上で、令和4年に断熱等級5に上げたという経緯がございます。

今回は、断熱等級5についてもかなり普及、浸透が図られてきたので、あるいは横浜市の中期計画でも、断熱等級6、7について、より重点化してインセンティブを与えていこうという話でしたので、断熱等級6にしたという状況がございます。

5年間につきましては、実は今回の令和8年度の税制改正、国における税制改正におきまして、固定資産税の新築住宅の適用年度が5年間延長されました。令和8年4月から、今回御提案しています令和13年3月31日という制度として決まっております、あくまで今回の制度につきましては固定資産税と一体化した中でやっていく制度でございますので、我々のほうの条例につきましても5年間という形で期間を設定させていただいたものでございます。

- **井上さくら委員** 義務化されたらインセンティブは確かに要らないと思うのだけれども、義務化されるまでは、できるだけ、4よりも等級5以上にしてもらおうということのインセンティブを継続していただきたいと思います。

それと、これ、どこで線を切れるかという、新築の検査が何かがされる、その時点が、この令和8年4月1日からの分が新しい制度にしますよという話なのでしょうか。

- **永森主税部長** 住宅の完成した日が一応基準になります。
- **井上さくら委員** これ、改正案って令和8年4月1日って、過去なのですかね。今日はもう6月1日だから、だから2か月遡って適用することになるわけだけれども、今、いろいろ物資の高騰とかで、造ったときには、今年の3月中に竣工する予定だったけれども、でも、物資の納入の問題とか、中東の始まったのは2

月末ですから、そういう影響で、例えば3月中までに仕上がらなくて4月1日になっちゃったら、当初予定していた、この現行制度で減税を受けられると思って建てたものが適用されなくなっちゃうのですか。

- **永森主税部長** 先ほど申し上げた、あくまでも基準日というものがございますので、その時点で住宅として完成しているか否かというところで判断をいたします。これ、固定資産税でも、1月1日で課税するかしないかを決めるのと全く同じことでございます。
- **井上さくら委員** それは、やっぱりちょっとどうかと思う。本当に、こういう時期で予定どおりに竣工しないということはあり得ます。しかも、これからこういうふうに変更しますよという周知期間が必要ではないですか。今こうやって私たちに議案を示していただいているけれども、例えば今年の2月、3月時点で、4月1日からこうなりますよという周知はしていませんよね。
- **松井担当理事** こちらについては、委員おっしゃるように、まだ法案が可決していませんから、それはできないのでしていません。
- **井上さくら委員** 法案の関係があるとしたら、継続なら問題ないではないですか。今ある法案は、都市計画税の減税の枠なのでしょう。だけれども、その中身をどうするかは横浜市なのだから、3月31日までの5以上は対象にしますよということの継続だったらいいと思います、変更ではないから。だけれども、これだけ7000戸対象になるような基準と、これが800戸に絞り込まれるのを過去に翻って適用すると、そのことは事前の周知していないですよ。
- **松井担当理事** そこについては逆に、今回適用される断熱等級5号以上というのは令和8年3月31日までしか適用がないですよという周知は、建築局をはじめ、我々税セクションにおいても、ちゃんとやっております。
- **井上さくら委員** 3月31日までなのですよというのは、そのときの制度としてそうだと考えていたと思います。ただ、その後どうなるかとかはもちろん周知はしていないし、こんなに絞り込まれるということは周知をしていないし、それから、現状本当に建築業界も大変な中で、私も具体的にどこの家がというわけではないけれども、遅れるということもあり得るのではないかと思いますし、また、これだけ変更がちょっと激変なので、途中激変緩和的に継続、例えば制度的にどういうふうにできるか分かりませんが、非常に大きな変更なので、これは今行うのはよろしくないと思います。
- **大桑正貴委員長** 他によろしいでしょうか。
(発言する者なし)
- **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** それでは、採決いたします。
採決の方法は、挙手といたします。
本件については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
- **大桑正貴委員長** 挙手多数。
よって、市第4号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 市第15号議案の審査、採決

- 大桑正貴委員長 次に、市第15号議案を議題に供します。

市第15号議案 消防訓練センター訓練施設整備工事（救助訓練塔建築工事）請負契約
の締結

- 大桑正貴委員長 当局の説明を求めます。
○ 近藤総務局長 契約議案につきまして、お手元にお配りしております契約議案に関する説明資料を用いまして御説明をいたします。

初めに、恐れ入りますが、資料の3ページを御覧ください。

今年度初めての御説明となりますので、まず、本市の工事請負契約に係る入札方式について御説明をいたします。

ページ左側1の入札方式でございますが、2つの方式がございます。

まず、(1)の一般競争入札ですが、発注する工事ごとに工事内容、入札参加の資格要件等を事前に公告し、広く入札参加者を募集して入札を行う方式で、原則として全ての工事を対象としています。

この一般競争入札のうち、アの一般競争入札（政府調達協定対象工事）は、WTO（世界貿易機関）の政府調達に関する協定が適用される30億2000万円以上の工事を対象とし、競争入札を行う方式です。この方式では、入札参加事業者の所在地の指定はできないとされております。

イの一般競争入札（条件付）は、アの政府調達協定対象以外の工事で、所在地区分や施工実績等の入札参加資格要件を設定し、入札を行った後、最低額を提示した者に対して入札参加資格の確認を行う方式です。なお、この方式では、所在地の指定が可能のため、市内事業者を優先して発注しております。

次に、(2)の指名競争入札ですが、競争入札有資格者名簿に登録されている者の中から、選定基準を満たしている者を指名し、競争入札を行う方式です。対象は専門性の高い工事などに限定しております。

続いて、ページの右側を御覧ください。

2の落札者の決定についてですが、入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者といたします。このほか、例外として、最低の価格を提示した者以外を落札者とする制度があります。

まず、(1)の最低制限価格制度ですが、これは、予定価格の10分の9.5から10分の7.5の範囲であらかじめ設定した最低制限価格を下回る金額で入札を行った者を失格として落札者とせず、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする制度です。

次に、(2)の低入札価格調査制度ですが、本市では、政府調達協定対象及び総合評価落札方式に適用しています。これは、予定価格の10分の9.5から10分の7.5の範囲であらかじめ設定した調査基準価格を下回る金額で入札を行った者について失格基準の確認やヒアリング等の調査を行い、契約の内容に適合した履行が可能であると確認できた場合には落札者とし、履行がされないおそれがある場合には落札者とししない制度です。

以上、簡単ではございますが、入札方式について御説明いたしました。

それでは、1ページにお戻りください。

市第15号議案消防訓練センター訓練施設整備工事（救助訓練棟建築工事）請負契約の締結について御説明をいたします。

議案書は213ページから214ページとなります。

本工事では、消防訓練センターの老朽化の解消や消防職員・消防団員の災害対応力向上のため、実際の災害現場を再現して訓練を行うことができる救助訓練塔を整備します。

2の工事概要は、鉄骨造一部鉄筋コンクリート造6階建て、延べ床面積1340.17平方メートルの建物1棟を建築するものです。

3の工事場所は、戸塚区深谷町760番地の1で、右側の案内図の太枠で囲んだ斜線部分となります。

4の契約金額は9億5700万円、5の完成期限は令和9年12月24日、6の契約の相手方は、株式会社小俣組です。

2ページの参考の入札てんまつを御覧ください。

この契約の入札方式は、一般競争入札（条件付）です。また、この入札は総合評価落札方式（簡易型）となっております。総合評価落札方式とは、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式のことです。

表の見方ですが、表の一番上に税抜きの予定価格及び調査基準価格を、その下に入札参加業者、技術評価点、入札金額、そして評価値を記載しております。

なお、ページ下の四角囲みの中に評価値の算出方法を記載しております。

入札参加者数は3者で、最も高い評価値となった株式会社小俣組を落札者といたしました。

なお、記載はございませんが、この契約につきましては令和9年度にわたるため、既に債務負担行為の設定をさせていただいております。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **黒川勝委員** すみません。入札てんまつというところで、小俣組さんが入札金額が3番札の中鉢建設さんより高いにもかかわらず、技術評価点が9点上回ったということで、最終的な評価値で落札業者が決まったということなのですが、金額というのははっきり分かるので、そのとおりにかなとは思っていますが、技術評価点の部分で、技術評価点における主な評価項目って、これ、2つあるのですが、それ以外にもいろいろな項目があると思うのですが、この9点の差がついた部分についての、分かる範囲でどういうところが評価されたのかというのを教えていただけますでしょうか。
- **近藤総務局長** 本件では、限られたヤードの中での複数の工事が同時進行すること、また、消防訓練施設といった建築物の特殊性などを踏まえまして、工程管理や施工上の配慮を求めています。
この評価項目に対して落札者の提案ですけれども、工程管理や配慮すべき事項に対して、現場状況を踏まえたもので適切であり、重要な項目が網羅されていることから、技術評価点はほかの入札参加者より高いものとなっております。
- **黒川勝委員** ほかの2者は網羅されていなかったということなのですか。
- **近藤総務局長** この落札事業者のほうは、以上の点について最も高く満点という結果になっております。
- **黒川勝委員** 我々、こうやって契約議案に関する説明資料ということで、去年も1年間、僕、この常任委員会だったので何度も拝見させていただいているのですが、金額がやっぱり高かったにもかかわらず、ほかよりよかったから、総合評価の落札方式で、それで落札できたという場合には、やっぱりもう少し細か

く説明していただいて、こういう点がよかったから、こっちのほうが評価が高かったのだ、金額的な差よりもそのほうがよいと判断したという、そういうことをもう少し細かく説明していただけると、我々も分かりやすく、なるほどなということに納得できるのですけれども、もちろん、それぞれの企業によっては、自分たちの独自のノウハウだから、あまり開示はしないしてほしいという部分もあるのかもしれませんが、何かできる範囲で、こういう点がよかったから、こちらのほうがよかったのだということ、例えば工程管理の部分だったりとか、あるいはそういう人的な配置の部分でうまくやっているみたいなことだったりとか、いろんな考え方があっての最終的に満点を取ったということなのだと思いますので、そのあたりの差みたいなものも、なかなか総務局のほうで、どちらかという、そのあたりの判断がどこまでできているのかも分かりませんが、そういうようなところで、もう少し細かく丁寧に御説明をいただくと毎回毎回ありがたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

- **近藤総務局長** 今回の評価に関してなのですが、もう少し丁寧に説明のほうをいたしますと、整備範囲内で複数の工事が同時進行する、そのような場所となっております。先行着手している工事業者や、関連する工事業者との円滑な調整に向けた工夫を評価項目に置いております。さらに、訓練で使用する特殊施設の承認手続や、敷地地盤にいろんなじんかいが混入している状況を考慮した効率的な工程管理、近隣に配慮した車両の安全対策や仮設計画、こちらを評価項目といたしました。

落札事業者のほうですけれども、関連工事業者と協力する立場として、工事を円滑にするための工程管理、消防訓練施設といった建築物の特殊性や、敷地地盤にじんかいが混入している状況を踏まえた施工管理、そういった状況、本当に現場をよく考えた施工管理となっている、実効性のある提案がございました。加えて、車両の安全対策や仮設計画、くい、土工事に関して工事の円滑かつ実現性を兼ね備えた施工方法の提案がございまして、それらを総合的に評価したという形となっております。

- **黒川勝委員** ありがとうございます。入札の金額だけで勝負ではないのが、この総合評価型の落札方式だと思うので、特にやっぱり、こういう金額が高かったにもかかわらず、技術評価点が高かったからこっちにしましたということであれば、今お話があったような説明を、あまり細かくなくてもいいですけれども、我々にも分かる範囲で、こういうところが評価されてこの会社に決まったのだなということが分かるような書類を、今後また丁寧ににつくっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

- **井上さくら委員** この深谷の消防訓練センターの視察、何度かさせていただいていますけれども、大分グラウンドとかが非常に劣化していたりとか、それから建屋のほうも、これも大分厳しい状況であったりとかも拝見してきました。大事な設備なので、消防の皆さんのためにも、しっかりした建て替え、整備していただきたいと思ってきて申し上げてきましたけれども、今日出ているのは訓練塔の部分なのですが、全体の事業費はどれぐらいで、どれぐらい今までも執行がされていて、今後どれぐらいあるのかというところをちょっと示していただけませんか。
- **大塚契約部長** 全体の事業費、今回整備する、この一連の今の部分は、いわゆる訓練施設の部分になります。既に今、高層訓練塔、そして今回の救助訓練塔、あと、この後、風水害対策施設訓練塔などをやっていくのですが、現時点での予定としては約54億4000万円となっております。
- **井上さくら委員** 訓練塔関連で54億円ということで、まあまあそれなりの金額だなと思うのですが、さっきもちょっと申し上げたけれども、今のやっぱり中東情勢の影響とかで資材の高騰は相当大きいと思

ます。これは、今までも着工しているものとかの時期とか金額とかの影響とか、今後のそもそもこれ、訓練設備の更新に、影響等に関して現状はどんなふうに見えていますでしょうか。

- **大塚契約部長** まず、先行している工事が令和8年の第1回定例会で議決いただいた案件が最初で、大きい工事としてはですね。それ以外に事前準備工事はいろいろ始まっていますが、そういう意味では、まだ私どものほうに契約の変更を依頼されるようなレベルまでは私どものほうでは来ていないので、今、契約部としては、影響はまだ把握できていない状態。ただ、現場レベルでちょっと何か資材が遅れているとか、ひょっとしたらそういうのはあるかもしれませんが、私どもはそこまではまだ聞いておりません。
- **井上さくら委員** ぜひ、期間が遅れないほうがいいと思いますし、それから、実際に施工している方たちにしわ寄せがないようにしていただきたいと思いますので、いろいろ物価スライド制とかはあると思いますけれども、特に、さらに下請の方たちもいるので、横浜市、まだ公契約条例がありませんから、こういう時期というのはどうしても下請の方たちに影響が出やすいので、そこはしっかり目配りをさせていただきたいと思います。

以上です。

- **横山正人委員** 今日の委員会は、本構成になって初めての委員会だったので、請負契約に係る入札方式の説明をしていただいたのですが、その中で、政府調達協定対象工事について伺いたいと思うのですが、そもそも、この政府調達対象工事の制度は、80年代から90年代にかけて日米貿易摩擦などを背景として整備された仕組みだと理解していますが、当時は、日本の公共工事の市場が海外企業に閉鎖的であるという指摘を受けて、市場開放だとか国際競争力の推進だとか、こういったものを目的に制度が創設されたと理解しています。この制度ができて30年以上たっているわけですし、このWTO案件で横浜市が契約をしたものというのは、どういうものがあるのですかね。
- **大塚契約部長** WTOの工事の案件で言いますと、こちらにあるとおり、今年度で言えば30億2000万円以上、予定価格がこの額を超えるものについては、WTOのような形で全て発注しておりますので、そういう意味では、年間おおむね1桁から10件程度、大体ずっと出続けておりますが、その年度年度で、もちろん金額は若干上がってきてはいますが、そういった形でWTOの契約工事は数件ずつあるような状況です。
- **横山正人委員** すみません。私の聞き方がまずかったかもしれない。件数ではなくて、外国企業が落札したケースというのは具体的にどういうものがありますかと聞いたのですが。
- **大塚契約部長** 大変失礼いたしました。外国企業との契約実績は、我々が把握している限りはありません。
- **横山正人委員** これ、他の都道府県や指定都市ではどうなのですかね。
- **大塚契約部長** 申し訳ございません。ちょっと他都市の状況までは把握をしておりますが、あまり多くはないのではないかなとは想像はしておりますが。
- **横山正人委員** とはいえども、これ、国際協定だから守らなければならないという、こういう縛りがあるのだけれども、この契約方式というのは結構手間がかかるのではないですか、自治体側にとっては。
- **大塚契約部長** 当然、参加資格の審査から、ある程度期間を必ず設けるとか、そういった条件が全国的に共通で定められておりますので、時間と手間も、そういう意味では少しはかかるかなとは思っております。
- **横山正人委員** 現在は、人口減少だとか人手不足とか、あるいは頻発する自然災害だとか、安全保障上の問題だとか、国土強靱化だとか、社会経済環境が当時と大きく変化してきているのですよね。そのままの仕組みでそのまま維持をしていっていいのかなという疑問が私は持っていて、これ、今後、時代に合わせ

たような形にやっぱり変えていく必要があるのではないかと。もちろん、契約を結んだ相手国の理解を得た上でということになるわけだけれども、そういったことを自治体レベルで協議をして国に対して要望していく時代に入ってくるのではないかなと。これ、制度ができて30年以上たつわけだからね。少し横浜市が率先して、考えを共有している自治体と協力していく必要があるのではないかなと思うのだけれども、どうですか。

- **近藤総務局長** 契約に関しましては、政令指定都市の契約部署会議等がございます。そうした中で、このWTO案件の在り方について各都市、課題等を認識しているかと思しますので、意見交換をして、それを踏まえて何かあれば、国のほうにも意見のほうは伝えていきたいと考えております。
- **横山正人委員** 今まで一件も契約が成立していない仕組みが存在していて、それに手間暇がかかるということであるのであれば、私は改善をしていくべきではないかと思っております。
- **近藤総務局長** 特にWTO案件につきましては、公告してから入札までの間、相当の期間空けなければいけないという仕組みになっております。そうしたときに、当然最新の設計単価で入札公告を出すのですが、その期間が長いと、今みたいな急激なインフレ等が生じてくると、額が実際は落札したときにはかなり変わってしまったという状況等もありますので、そこら辺の課題認識も、ちょっと話し合ってもらいたいと考えております。
- **大桑正貴委員長** 他によろしいでしょうか。
(発言する者なし)
- **大桑正貴委員長** では、他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** それでは、採決いたします。
本件については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、市第15号議案については原案可決と決定いたします。

◇

◎ 請願第2号の審査、採決

- **大桑正貴委員長** 次に、請願審査に入ります。
請願第2号を議題に供します。

請願第2号 横浜みどり税の廃止について

- **大桑正貴委員長** 請願の要旨等については、書記に朗読させます。
- **佐藤議事課書記** 請願第2号、件名は横浜みどり税の廃止について。受理は令和8年4月23日。請願者は磯子区の太田さん。紹介議員は太田昌孝議員でございます。
請願の要旨ですが、横浜みどり税の廃止を決議されたいというものでございます。
- **大桑正貴委員長** 本件は、行政当局に対する要望に関する請願ですので、当局の見解を求めます。
- **近藤総務局長** 本請願につきまして当局の見解を申し上げます。
本市では、市民の皆様、市民税均等割の超過課税により横浜みどり税を御負担いただいております。

横浜の緑を将来に引き継いでいくためには、社会情勢や財政状況に左右されず、継続的に緑の保全・創出に取り組んでいく必要があります、そのための安定的な財源として御負担をいただいているものでございます。

横浜みどり税は、その必要性等について、議会での御議論をいただいた上、令和5年12月に課税期間の5年間の延長の御議決をいただいております。

当局の見解は以上でございます。

- **大桑正貴委員長** ありがとうございます。それでは、各会派等の御意見等をお伺いします。
- **黒川勝委員** ありがとうございます。今も御説明ありましたとおりで、我が会派としては、横浜の緑を将来的に引き継いでいくための安定的な財源として、この横浜みどり税は貴重な財源であると認識をしております。

また、国税である森林環境税や県の水源環境保全税との用途だとか役割だとか目的の違いについても、これまで様々な議論の中で、もう既に整備されているものと認識もしております。

そして、市会においては、先ほどもありましたが、平成21年度の実施から5年ごとに厳正な審査を行ってきたということでありまして、令和5年の第4回定例会においても、市民の皆様から引き続き理解と協力が得られるかについて慎重に議論を行い、用途である横浜みどりアップ計画の各取組について、その時々々の状況や市民のニーズに応じて柔軟に見直すとともに、より一層の市民への周知と取組の効果を市内全域で市民が実感できるような工夫を図ることなど、附帯意見を付して令和10年度までの延長を議決したものであります。

したがって、横浜みどり税についての本請願は不採択とすべきと考えます。

以上です。

- **仁田昌寿委員** 公明党でございます。
ただいま黒川委員から自民党さんの御意見を伺いましたが、同様に考えますし、加えまして、標準的な税負担を超える施策としての民有樹林地の買取り等について、前回の、このみどり税の延長に関してもしっかりと確認をしたところであります。そういった趣旨からも、今回のこの請願に関しては不採択をお願いをしたいと思います。
- **藤崎浩太郎委員** ありがとうございます。我が会派としましても、現在、様々な社会課題がありますけれども、みどりアップ計画の推進も重要な取組だと考えておりますし、そのための財源確保ということも重要と考えておりますので、不採択といたします。
- **くしだ久子委員** 他の委員からもお話にございましたとおり、みどり税につきましては様々な議論があることは承知しておりますけれども、横浜の緑を守るための一定の施策が進められていると認識しておりますので、この件につきましては不採択をお願いをいたします。
- **こがゆ康弘委員** 他委員からもありましたけれども、令和5年12月に議論の結果、継続ということになっています。延長するということになっていますね。もうあと2年後には、ではこれをどうするかという議論が行われるということ、それから、趣旨が市民生活が物価高騰で困窮しているのではという理由なのですが、横浜市は独自施策として物価高騰対策、別にもやっているということもありますので、本件については不採択をお願いします。
- **井上さくら委員** みどり税は臨時的な財源ということで、時限でやったわけですからね。しかし、それも御説明のあったとおり、もう恒久財源だみたいな形になってしまっていて、これ、やっぱり違っていると思

います。

請願者は、今の経済的な困窮ということもおっしゃっているし、それから、やはり本当に必要な、私も緑を守り将来につないでいくというのは非常に重要なことだと思っていますけれども、それは今、税収も幸い伸びていることですし、その中で行っていくべきであって、追加で、増税ですから、取って行すべきものではないと思うので、請願の採択を求めたいと思います。

- **大桑正貴委員長** では、他に御発言もないようですので、本件については採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** それでは、採決いたします。

採決の方法は、挙手といたします。

本件については採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- **大桑正貴委員長** 挙手少数。

よって、請願第2号は不採択とすべきものと決定いたします。

◇

◎ **令和7年度陳情第85号の審査、採決**

- **大桑正貴委員長** 次に、陳情審査に入ります。

初めに、継続審査になっております令和7年度陳情第85号を議題に供します。

令和7年度陳情第85号

特別職を対象とした「横浜市特別職コンプライアンス条例」(仮称)の制定を求める決議について(継続審査)

- **大桑正貴委員長** 陳情の要旨等の朗読は省略をします。

本件につきましては、事前に正副委員長で協議をした結果、この後の当局からの報告にございますが、第三者による調査が行われており、その調査結果が出ていないため、引き続き閉会中継続審査といたしたいと思いますが、各委員からの御意見等はございますでしょうか。

- **横山正人委員** この陳情の取扱いについては、今、第三者による調査が行われているところでありますので、継続審査でお願いしたいと思いますが、少し、総括コンプライアンス責任者である松浦副市長に確認をしておきたいと思います。

5月22日の市会本会議において、松浦副市長が我が党の増永議員の質問に対して、特別職も対象としたハラスメント防止対策としての条例化を含めて検討すると答弁をされました。私がかねがね、この問題に端を発しているのは市長でありますので、市長自身がコンプライアンス条例を自ら提案するのはちょっとおかしいのではないかと、市会としてしっかりと立法機関としての機能を発揮して市民の負託に応えるというのが、私は市会としてのあるべき姿だと思っておりますが、この答弁について、もう一度、その趣旨について副市長に確認をいたしたいと思います。

- **松浦副市長** ありがとうございます。先日の一般質問で御質問いただきました、今後の再発防止策としてという御質問だったのですが、やはり現状、私が答弁しましたのは、今の横浜市のハラスメント対応指針、

これについて申し上げたところなのですが、やはり特別職のハラスメントについて、調査等の対応について明確な定めがないということについて、私は課題であると強く思っております。このことについて強く申し上げます。

そうした中で、今、現状は第三者による調査が進められている中ではあるのですが、並行して、他都市の事例なども参考にしながら検討させているところでもあります。その中では、やはり第三者の調査の結果も踏まえないといけないのですけれども、やはりしっかりと対応していきたいこと、それから、やはり市長、副市長といった立場にある者が、しっかりと制度的に、そういったことが生じた、あるいは生じることが起きないように含めて、何らかの対応、制度化が必要だと思っております、その中では条例化も含めた検討が必要だと思っております。

○ **横山正人委員** 条例化の必要性というのは議会側も感じているところでもありますので、これは市長提案でいくのか、議員提案でいくのかという問題もちろんあるのだけれども、いずれにしても、この制度を整備していく中で、ちゃんと論点整理をしっかりとしていかなければならないと思っておりますが、今、副市長がお考えになっている留意点があるようであれば、教えていただきたいと思っております。

○ **松浦副市長** 論点整理まではなかなか行き切れていなくて、私の中でこれからより考えていかないといけないと思っておりますけれども、そういう中でも、やはり先日の一般質問の中で、今後の対策ですよね。自分の考えとして言いましたが、これから変更があり得るということのエクスキューズをさせてもらった上で私の現状の考えというところで、留意点といいますか、論点として申し上げますと、やはり委員御指摘の今後の検討について言うと、特別職の職務上の立場にある者、こういった人が、自分も含めて、そういったハラスメントを起こしてはいけませんから、起きないように適切な対応ができるような制度というものを構築しないといけないと思っております。それをしっかりと規定をしないといけないなと思っております。

その中では、例えばなのですが、市長や副市長等の特別職がそういった行為をした、あるいは疑いがある、そういった申出といいますか、意見があった場合に、職員からどのような体制とか、あるいは仕組みとして整えていくのか。あるいは、そういった疑いとか意見が出てきたときに、こういった形で調査をしていくことになるのか、その調査の体制ですとか調査の仕組みといいますか、それから、その上で調査をした後で、何らかのその後の対応ということで、例えばなのですが、公表をどうしていくのかとか、こういったところは論点といいますか、ポイントになるのではないかなと今は考えています。

やはりハラスメントが起きない、ハラスメントを起こさない、そういった市役所にしていかないといけないと強く思っておりますので、現状今、横浜市で言うと、ハラスメントの研修というのは、現場を預かっている課長、係長を中心とした運営責任職に研修を行っていますけれども、その研修の対象を市長、副市長といった特別職に広げるであったり、局長、部長級の経営責任職に広げるとか、さらには一般職員まで研修にする、こういったことも考えていかないといけないかな、そういったことも制度化としても必要ではないかなと思っております。しっかりと、市役所の組織としてハラスメント対策等ができるように考えていきたいと思っております。

○ **横山正人委員** 今、第三者の調査の対象となっている案件というのは、もう考えられないことなのですよ。これが事実だとしたら、本当に許されない行為なわけですね。3月の継続審査となった際にも申し上げましたけれども、この第三者での調査の結果を受けて、これをどうするのか、再発防止策としての条例制定も含めて考えていかなければならないと思っておりますので、まずはこの第三者による調査がどういう内容なの

か、それを受けた上で、この継続審査となっている陳情についての判断は必要だと思っておりますので、引き続き継続審査をお願いしたいと思います。

- **井上さくら委員** 私も継続審査ということで、取扱いとしてはそれでよいと思うのですが、委員会の機会もそうそうないので、ちょっとせつかくこの陳情が出されているので、私も幾つかお聞きしたいのですが、松浦副市長、総括コンプライアンス責任者ということでもあり、本会議でしたっけ、5月22日の答弁、大変重たいと思います。その中で、今も横浜市の制度は課題があるということをおっしゃいました。それは、今回の今年1月に市長のハラスメントの告発をした方が、まさに横浜市の仕組みでは、これを横浜市の仕組みの中で持っていくところがないと。だからマスコミに出すしかないという形でおっしゃって、全くそうだなと本当に思ったのですが、松浦副市長は今まで、この市の制度の欠陥というか限界というか、それは感じたことはあったのでしょうか。
- **松浦副市長** ハラスメントの関係で言いますと、横浜市は、私の記憶では平成十四、五年ぐらいから制度化が実はありまして、最初セクシュアル・ハラスメント、セクハラでした。その後、パワーハラスメントとあったことが平成の十七、八年ぐらいには、私が人事課の職員に、係長でいましたけれども言われ始めていて、パワーハラスメントの対応もしっかりと考えていかなければいけないだろうというのが平成20年前後だと思っています。そうした中で、社会的にも様々なハラスメントが指摘等がされる中で、今に至っているという状況です。
そうした中で、ハラスメントとしての対応の指針ということについては、対象となるハラスメントについては我々なりにしっかりと対応していると思うのですが、そういった行為を誰がするかということについては、結果として今回こういったことになっていますので、課題があったなと思っております。
- **井上さくら委員** つまり、今までは気がつかなかったということですか。
- **松浦副市長** 気づかなかったというか、結果として今課題だと思っているところでございます。
- **井上さくら委員** 結果として課題だと思っているというのは、今までそういうことに思い至ることがなかったということなのかなと思うのですけれどもね。そういうことなのですかね。そういうこと。今まで、だって市長が、やっぱり問題があるなということがあれば、では、それはどうできるのだろうか、御自分が直接被害はもしなかったとしても、そういうことを想像したり、今、横浜市の中の仕組みの中ではそれはどうなるのだろうかという、横浜市が今はもうまさに当事者になっていますが、たくさん多くの自治体でも首長のハラスメント問題は生じていて、それって今までは課題として上がってきたことはなかったのでしょうか。もう一回、副市長の認識とか自覚の問題でもいいのですけれども。
- **松浦副市長** 市役所の中で仕事をしている中では、そこまで我々が制度化が必要だという課題感を持っていませんでした。
- **井上さくら委員** ちょっとそこは残念に思いますね。これは私たち議員のほうも、もちろん反省しなければいけないところだと思います。制度として足りていなかったのだということが、つくづく今回突きつけられましたのでね。ですから、しっかりとした制度をつくらなくてはいけないということで、議長からも、運営委員会のほうで、議員も含めたきちんとした制度の検討をということをされていますから、議会も検討していかなければいけないと思うし、行政側のほうでも今検討されているということだったのだけれども、今の時点で留意点をということで、松浦副市長、おっしゃったけれども、検討されているということは、他都市の状況とかの情報収集とか、そういうことは実際されているということですか。

- **松浦副市長** それを今してもらっています。
- **井上さくら委員** これは、では資料請求させてもらいたいのですけれども、今の検討ね。もちろん横浜市としてどうするかというのはまだでしょうけれども、情報収集は皆さんされているということだから、既に特別職を対象としたハラスメント防止であったり、それからコンプライアンスの条例であったり制度であったりというのが、他都市でどういう状況があつて、恐らく先ほどおっしゃった、例えば公表をどうするかとか、それから調査機関みたいなものを置くのか、置かないのかとか、そういう幾つか違いがあると思うのですよね。そういったものについて恐らく調べていらっしゃるのではないかと思うので、どういう他都市で違いとか、争点といいますか違いの、どういう差異があるかとか、そういったものを持っていらっしゃる、集めていらっしゃるのではないかと思うので、それをちょっと議会でも議論していく上で、資料で頂けないかと思うのですけれども。
- **湊ガバナンス推進室長** 一覧表みたいな形ではなくて、実際には、福井県ですとか渋谷区、目黒区の条例をいただいてというか、ホームページから入手して、それを印刷して読み込んで比較しているような感じではございましたので、委員おっしゃるような表みたいなものにまではまだ作り込んではいないのですけれども、それを今、課長級で議論しているところでございます。
- **井上さくら委員** では、行政内部で今持っているレベルで、今後そういう留意点とか差異があるものについて整理されるのであれば、そういったものも含めて資料で出していきたいと思えます。資料請求で。
- **大桑正貴委員長** では、ただいま井上委員より資料要求がございましたが、本件につきましては、委員会資料として整理した上で頂きたいと思えますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** では、御異議ないものと認め、さよう取り扱わせていただきます。
では、整理が出来次第、資料を頂ければと思えます。
井上委員、質問よろしいですか。
- **井上さくら委員** いいです、それで。
- **大桑正貴委員長** 他にいかがでしょうか。
(発言する者なし)
- **大桑正貴委員長** では、他に御発言もないようですので、本件についてお諮りいたします。
本件については閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、令和7年度陳情第85号については、引き続き閉会中継続審査と決定いたします。

◇

◎ 陳情第12号の審査、採決

- **大桑正貴委員長** 次に、陳情第12号を議題に供します。

陳情第12号 刑法の改正を求める意見書の提出方について

- **大桑正貴委員長** 陳情の要旨等については、書記に朗読させます。

- **佐藤議事課書記** 陳情第12号、件名は刑法の改正を求める意見書の提出方について。受理は令和8年5月7日。陳情者は山梨県中央市の小池さん。

陳情の要旨ですが、刑法第175条の削除を求める意見書を国に提出されたいというものでございます。

- **大桑正貴委員長** それでは、各会派等の御意見等をお伺いいたします。
- **黒川勝委員** この陳情第12号については、刑法の改正ということでございますが、国のほうでしっかりと検討すべき内容であるかと思っておりますので、横浜市会として意見書を提出するということは必要ないのではないかと考えております。したがって、我が会派としては趣旨に沿い難いと判断しております。
- **仁田昌寿委員** この陳情第12号につきましては、地域の声に基づく今後の検討というよりは、国全体としての重要な刑法の改正ということになりますので、趣旨に沿い難いと思います。
- **藤崎浩太郎委員** 我が会派としましても、国で議論すべき内容だと考えますので、趣旨に沿い難いといたします。
- **くしだ久子委員** 私どもも、国での議論だと思いますので、趣旨に沿い難いということをお願いいたします。
- **こがゆ康弘委員** 我が会派としても、国において慎重に検討されるべき項目と考えますので、趣旨に沿い難いということをお願いいたします。
- **井上さくら委員** 国において検討していただかなければいけないことでもありますが、これ、表現の自由等に関わる問題なので、横浜市としてもしっかりと意見を持つことは必要だと思います。
ただ一方で、刑法第175条、わいせつ物に関する規定というのは、長年表現の自由との関係で議論が続いていて、なかなかどこで線引きするのかというのが難しい問題だと思います。特に今、インターネットとか、それからSNS、それから、ここの請願者もまさに生成AIについて触れているのだけれども、これが行うことについて、今とても社会や法律が追いついていない現状もあって、そういう中で、いきなりこの刑法第175条を廃止してしまうというのはあまりにも影響が大きいなと思います。ですので、議論はしなければならぬし、表現の自由と人権の問題というのは永遠の課題なので、考えなければいけないところだと思いますが、ちょっと、この第175条削除ということでは趣旨に沿い難いと思います。
- **大桑正貴委員長** では、他に御発言もないようですので、本件については採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** それでは、採決いたします。
採決の方法は挙手といたします。
本件については趣旨に沿うことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- **大桑正貴委員長** 挙手なし。
よって、陳情第12号は趣旨に沿い難いと決定いたします。



◎ 陳情第15号の審査、採決

- **大桑正貴委員長** 次に、陳情第15号を議題に供します。

- **大桑正貴委員長** 陳情の要旨等については、書記に朗読させます。
- **佐藤議事課書記** 陳情第15号、件名は刑事訴訟法の改正を求める意見書の提出方について。受理は令和8年5月11日。陳情者は山梨県中央市の小池さん。

陳情の要旨ですが、1、司法警察職員・検察が持つ証拠を全て開示すること。2、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。3、開示された証拠の目的外使用の禁止規定を新設しないことを求める意見書を国に提出されたいというものでございます。
- **大桑正貴委員長** それでは、各党派等の御意見等をお伺いいたします。
- **黒川勝委員** こちらの陳情第15号につきましても、国でしっかりと検討してもらわなければいけない内容ではあると思います。横浜市会として意見書を提出するということまでは必要ないと考えておりますので、趣旨に沿い難いと判断いたします。
- **仁田昌寿委員** 公明党でございます。

陳情第15号につきましても、国として慎重な議論をしていく必要があると思いますので、趣旨に沿い難いとお願ひしたいと思います。
- **藤崎浩太郎委員** ありがとうございます。我が党派としまして、国でしっかりと議論すべき内容だと思いますので、趣旨に沿い難いといたします。
- **くしだ久子委員** 私どもも同様に、国での議論を慎重に進めていただきたいと思いますので、趣旨に沿い難いということをお願いいたします。
- **こがゆ康弘委員** 我が党派としても、本陳情の趣旨には沿い難いということをお願いいたします。
- **井上さくら委員** まさに今国会で審議がされていますし、それから、非常に袴田さんの事件も書かれていますけれども、重大な国家による損害というか、人権侵害が行われたということが現実に起きているわけで、いつ、この横浜市民の私たちも含めて起きるか分からないという今の法制度なので、これは国で審議していただいたものではありますけれども、横浜市として意見書を出すべきものだと思います。

この意見書の内容、警察や検察の持っている証拠の全ての開示、それから再審開始決定に対する不服申立ては禁止、また、開示された証拠の目的外使用の禁止をしないこと、いずれも重要な点だと思いますので、陳情の趣旨に沿う形で意見書を提出するようお願いしたいと思います。
- **大桑正貴委員長** では、他に御発言もないようですので、本件については採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- **大桑正貴委員長** それでは、採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。
本件については趣旨に沿うことに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
- **大桑正貴委員長** 挙手少数。

よって、陳情第15号は趣旨に沿い難いと決定いたします。



◎ 陳情第18号の審査、採決

- 大桑正貴委員長 次に、陳情第18号を議題に供します。

陳情第18号 自己の所有する国旗の損壊行為の規制を行わないよう求める意見書の提出方について

- 大桑正貴委員長 陳情の要旨等については、書記に朗読させます。
- 佐藤議事課書記 陳情第18号、件名は自己の所有する国旗の損壊行為の規制を行わないよう求める意見書の提出方について。受理は令和8年5月13日。陳情者は山梨県中央市の小池さん。
- 陳情の要旨ですが、自己の所有する国旗の損壊行為の規制を行わないことを求める意見書を国に提出されたいというものでございます。
- 大桑正貴委員長 それでは、各党派等の御意見等をお伺いします。
- 黒川勝委員 ありがとうございます。この国旗の損壊等についての規制ということでもありますけれども、我が党といたしましても、国旗損壊罪の制定に向けて、維新さんとの合意事項ということで、国のほうでも今議論の真っ最中ということで聞いております。国のほうでしっかりと検討すべき内容であると考えますので、横浜市会として意見書を提出するという必要はないと思います。本陳情は趣旨に沿い難いと判断いたします。
- 仁田昌寿委員 公明党でございます。
- 陳情の理由、経緯に表現の自由ということもでございます。大変難しい問題でございますので、国でしっかり今、議論が進められようとしているところでございますので、推移をしっかり見守り、陳情の趣旨に沿い難いということを取り計らい願いたいと思います。
- 藤崎浩太郎委員 ありがとうございます。我が党派としましても、この陳情につきましても、国で慎重な議論が必要なものだと考えますので、趣旨に沿い難いといたします。
- くしだ久子委員 同様に、国での議論が必要なことでございますので、慎重に取り扱っていきたいと思っております。
- こがゆ康弘委員 我が党派といたしましても、他党派同様の理由によって趣旨に沿い難いということをお願いします。
- 井上さくら委員 これは、まさに表現の自由や思想、信条の自由に関わる問題でありまして、そういう分野では規制はできるだけ少ないほうが良いと思います。新しくつくろうとしている、この国旗損壊罪についても、国会の議論や報道などを見ていると、お子様ランチの日の丸は対象なのか、対象ではないのだとか、なぜ今、この国旗損壊罪をつくらなくちゃならないのかという、いわゆる立法事実というか、そういうものが一向に示されておられませんし、できるだけこういう規制はしないほうが良いと。それでも、ほかにもいろいろ、器物損壊であるとか、名誉毀損であるとか、今ある刑法の中で対応は十分可能だと思いますので、この国旗損壊行為の規制を行わないように求める意見、ごもっともなことだと思いますので、意見書提出を求めたいと思います。
- 大桑正貴委員長 では、他に御発言もないようですので、本件については採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** それでは、採決いたします。
採決の方法は挙手といたします。
本件については趣旨に沿うとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- **大桑正貴委員長** 挙手少数。
よって、陳情第18号は趣旨に沿い難いと決定いたします。



◎ 第三者による調査について

- **大桑正貴委員長** 次に、報告事項に入ります。
第三者による調査についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- **近藤総務局長** それでは、本市幹部職員による告発に係る第三者による調査につきまして、現在の状況等について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、1、これまでの主な経過です。

1月15日前総務局人事部長が、市長による問題ある言動について記者会見を行いました。

1月28日に市会において全会一致で審査真相究明を求める決議がなされ、翌29日の市コンプライアンス委員会の開催を経て、第三者による調査の実施を決定いたしました。

2月4日に神奈川県弁護士会に対して調査委員の推薦を依頼し、2月25日に県弁護士会からの回答書を受領しました。

3月12日の常任委員会において御報告を行った後、3月16日に調査委員3名が就任し、調査開始となり、17日から19日にかけては補助員3名が就任しています。

3月19日には、総括コンプライアンス責任者から職員向けに通知を発出しました。

3月31日に調査委員から調査計画書を収受し、また、調査委員の要請を受け、市として調査期間を7月末までに変更しています。

4月16日に市コンプライアンス委員会を開催し、総括コンプライアンス責任者から職員向けに改めて通知を発出しました。また、同日に調査委員による幹部職員等へのアンケートが実施されるとともに、情報提供窓口が設置されました。

4月27日の常任委員会において報告を行っております。

次に、2、調査内容と調査手法の概要を御覧ください。

まず、(1)調査内容ですが、日本弁護士連合会の地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針に基づき、以下の事項を実施しています。

アとして、1月15日前総務局人事部長が記者会見の際に配付した文書中に記載されている事実関係の調査、認定、評価。

イとして、アに関連する事項において、その他必要と認める事項としています。

次に、(2)調査手法です。

アの幹部職員等を対象としたアンケートは、前人事部長が告発した問題のある主な言動について、事実関係を明らかにするために、回答期間を4月16日から5月13日までとして実施されました。

その下の米印ですが、前回の常任委員会でもいただいた御意見を調査委員に伝えたところ、部長級以上の退職者を対象としたアンケートの協力依頼を再送するよう指示があり、追加で実施されることとなりました。そのため、回答期間が当初の4月30日から5月13日に延長されました。括弧書きのとおり、退職者からの回答についても、市を介在せず、調査委員に提出する方法となっております。

次に、イの情報提供窓口の設置ですが、事実関係を明らかにするために、ア以外の市職員からの情報提供を受ける機会として、4月16日から4月30日まで設置されました。

その下の米印ですが、前回の常任委員会でもいただいた御意見を調査委員に伝えたところ、課長級で退職した職員についても情報提供の協力依頼をするよう指示があり、情報提供窓口が追加設置されました。括弧書きのとおり、設置期間は5月14日から5月25日までとなります。

最後に、3、今後の予定ですが、6月までに調査委員が必要と判断した幹部職員等に対するヒアリングが実施され、7月に報告書を作成し、総括コンプライアンス責任者に提出していただく予定となっております。報告は以上になります。

- **大桑正貴委員長** ありがとうございます。報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **横山正人委員** 4月27日の常任委員会において、幾つか私、指摘をいたしました。特に調査手法に関して意見を申し上げたわけでありますけれども、以前は、この部長級以上の退職者を対象としたアンケートについては、横浜市から退職者に対して手紙を送って、回答いただける方からの御返信をいただいた方について情報提供の窓口をお知らせするという、そういうことを行う予定にしていたわけでありますけれども、これをやってしまうと横浜市が、協力をする人、協力をしない人のデータを持ってしまってしまうことになってしまっていて、非常に横浜市の介在が疑われかねない、こういう調査だったと思います。
あわせて、課長級の退職者の情報提供窓口を設置することによって、より多くの御意見をお寄せいただくことができると、こういうことでありますので、調査手法については前進をしたのではないかと思いますので、評価したいと思います。
- **湊ガバナンス推進室長** ただ1点、冒頭私申し上げたように、部長級以上の退職者で、アンケートに協力しますよと言って答えた方がいないとも限らないのですか。この方々の情報はどのように取り扱うのですか。
- **湊ガバナンス推進室長** それは、退職した幹部職員の、部長級以上で退職された方の情報を横浜市が保持しているという意味でございますか。そちらにつきましては、一応1年間保存期間を定めておまして、それが終わりましたら廃棄という形で削除する予定でございます。
- **横山正人委員** この情報に触れることのできる職員は何人いらっしゃるのですか。
- **湊ガバナンス推進室長** 私と、行財政局の人材戦略部長の2人になります。
- **横山正人委員** 間違ってもそういうことはないと思いますけれども、この2人については、しっかりと情報管理をしていただいた上で、1年後にはしっかりと破棄をしていただくと。これをやらないと、この調査の信頼性というものが疑われかねないので、そこはしっかりとお願いをしたいと思います。
- **近藤総務局長** しっかりと御意見のほうを受け止めまして対応いたします。ありがとうございます。
- **山下正人委員** 今年度から常任委員会、総務委員会になったものですから、今までの経緯、分からない部分もあるので、ちょっと教えていただければと思います。

幾つか質問いたしたいのですが、この報告書を読むと、私、これ、予算関連のときに御質問したのですけれども、そもそも、この神奈川県弁護士会に依頼したことに対しての、ちょっと疑義が出るのではないかなというところの懸念を持っているのですけれども、神奈川県弁護士会に、これ、前伊地知副市長だったので、松浦さんになってからももう一度、再度お聞きしたいのですが、神奈川県弁護士会に依頼した経緯というのを教えてもらいたいののですけれども。

- **松浦副市長** 経緯というところまでは私も把握し切れていませんけれども、やはり今回、今、委員が言われているのはきっと、横浜市と神奈川県弁護士会というのは様々な行政の接点も多いから、そういう中で県の弁護士会に依頼したのは本当にいいのかということの御指摘だと受け止めています。

そういう中においては、これは前任の伊地知副市長も当時議会で答弁されてはいましたけれども、神奈川県弁護士会は千七、八百人人ぐらいの方々を会員に持っていらっしゃるから、それから、今回我々が依頼をする調査についても、そういった多くの方が県の弁護士会の会員でいる中においても、横浜市との接点がない方をお願いしていくということ。こういう中で、しっかりと日本弁護士連合会の調査指針に基づいて、我々が求めている今回の調査、それから認定、評価、こういうことができる方を御推薦いただきたい。これがもしできるという状況でなければ、恐らく御推薦はなかったのだらうなと思いますけれども、御推薦いただいたということは、我々が求めている、日本弁護士連合会の調査指針であったり、横浜市との関連性がない、そういう意味での独立性、中立性の下での調査ができる方を御推薦いただけたとは思っております。

- **山下正人委員** 伊地知さんもそういう話を議会で答弁されましたけれども、これ、神奈川県弁護士会を通じて、横浜市は様々な、例えば行政委員の委員だとか審議会のメンバーとかの依頼をしているわけではないですか。ある種、横浜市の非常に一番近い存在である組織なわけですね。この例がいいのかどうか分からないのですけれども、不祥事を起こした民間企業が、その不祥事の調査をする第三者委員会を顧問弁護士に依頼したようなものなのでね。これ、本来であれば、非常にそういうことを——私は、神奈川県弁護士会がそういうことをするとは思っていませんよ。ただ、そういうことをあえて何か言われたくないではないですか。この手のことに、ましてや横浜市の最高責任者ですね。トップの方が今回ある種対象になっている案件に関して、極めて近いところ。ほかになければ別ですよ。例えばお隣の東京。私、東京弁護士会にダイリでいましたけれども、東京がいいのか、ほかがいいのか分からないのですが、そういった組織があるにもかかわらず、ここを選定したということは、逆に言うと、神奈川県弁護士会に対しても、言われたくないことを私みたいな者に言われるような結果になるわけですから、不本意だと思うのですね。だから、あえてなぜそこを選んだのかなというのが少し解せないのですけれども、どなたの判断だったのでしょうか。

- **松浦副市長** それは総括コンプライアンス責任者の判断でしたと思います。
- **山下正人委員** 要は伊地知さんということですね、当時の。
- **松浦副市長** 当時の伊地知副市長がお考えになられたと思っています。
- **山下正人委員** もういらっしゃらないので、欠席裁判をしても仕方がないのでお聞きできないのですけれども、私は、恐らくこの議論というのは、神奈川県弁護士会のどなたが担当されているか私は存じ上げませんが、御担当されている弁護士の先生方には当然伝わっていると思います。やっぱりそういう意味では、私は、神奈川県弁護士会の名誉にかけて、きちんとやっぱり公平に、誰が見ても、これはちょっと手を抜いたのではないかと思われないような調査というのはしっかりしていただきたいとは思っております。

引き続き、最近いろんな声が私のところにも届いてくるのですけれども、先ほど横山委員も少し触れまし

たけれども、部長級の方に初め対象のアンケートして、その後、課長級の退職者とか、だんだん増えてきているのですけれども、もともとこの一番初めの、この第三者委員の方々に依頼したのは、前人事部長の問題、発言、前人事部長が聞いたということだけの調査を当初は依頼したのですか。

- **湊ガバナンス推進室長** だけということではございませんけれども、やはり取っかかりといいますか、人事部長の告発した事項がありまして、あと、その他必要と認める事項についても調査できるということについては、直接県弁護士会のほうに申入れ、お願いをしに行ったときにも申し上げましたし、また、調査委員に候補者として御推薦いただいたときにも、その旨は伝えています。
- **山下正人委員** 私、湊さん、そこがスタートラインのボタンの掛け違いではないのかなというふうな、実は懸念を持っているのですね。今回、久保田さんがあえて勇気を振り絞って告発されたというのは、非常に重たいことを御本人はされたと思っていますし、多くの職員が思っていることを、唯一、それこそ勇気を振り絞ってやられたのだらうなと私は思っているのです。ただ、これ、そのことだけに矮小化をしてしまうと、やっぱり全体の問題を見誤ると思うのですね。

今回の問題というのは、もちろん市長の発言が事実とすればとんでもないことですし、私は看過できないとは思いますが、それに伴う横浜市のガバナンスの問題が私は一番懸念だと思っています。分かりやすく言えば、人事権を持った市長が、要は職員に人事権をちらつかせて、飛ばすぞと言いながら圧をかけるということは、どれだけ行政の本来の仕事が阻害するかということが、私は一番の問題だと思っています。これは市長がパワハラ発言しようがしまいが、その御本人に対して、現にそういう付度行政が今はびこっていると私たち議会は感じています。そこが一番の問題であって、久保田さんの発言だけではなくて、そういうことをちらつかせて、職員が震え上がって自由闊達な議論ができないことに一番問題があるのではないのでしょうか。松浦さん、そう感じられませんか。
- **松浦副市長** 先ほど湊が言いましたけれども、今回の第三者の調査については、前人事部長が告発した件、これが緒にあります。そうした中で前人事部長が告発したことについての事実、それから調査、それから認定、評価がありますけれども、それ以外にも、それに関連したといいますか、先ほど湊が言いましたように必要と認める事項というところで、それは今、委員が言われているようなことも含めて広く、いわゆるアンケート調査であったり、情報提供窓口で必要な意見があれば寄せられてくると思っていますので、今回の調査の中では、今回の我々の調査委員の方々というのは、本当に横浜市がこれから適法かつ適正に行政が執行できるように、弁護士さんの観点から、この指針に基づいてしっかりと調査をしていただけたと思っています。
- **山下正人委員** 私もそうあってもらいたいと思いますし、そこが私にとっては本丸だと思っていますのですね。結局、調査をできるというふうな言い方にしてしまうと、付随したところ、そうすると、本丸がそっちではなくて、必要だったらやってもいいですよとしか我々には聞こえない。でも、一番大事な部分は私はそこだろうなと思っていますし、なぜ私、この件を言うかという、先日、中期の特別委員会ときに維新の田中議員のほうが発言されていましたが、職員の方、泣きが入って質疑を取り下げたという発言があったのではないですか。こんなこと許されないし、それは我々議会に対しての、ある種当局サイドの圧力みたいなものですよ。いわゆる市長にこの件を話したらいじめられるから質問やめてくださいと言われる、この発言に関して、松浦さん、どう感じられます。
- **松浦副市長** 質問をされるのは議員の皆様方の自由であり、我々はそれをしっかり受け止めなくてはいい

ないので、どうしても質問調整のときに、当局側がそういった発言をしたかどうかは分かりませんが、そういった発言はあってはいけないと思っています。

- **山下正人委員** 田中議員だけではなくて、私も実はそれ、あったのですよ。私、かわいそうになって、本当に。いや、もうこんな状態になっているんだ、横浜市はと、かわいそうになっちゃってやめました。市長室へ入るのは怖いと言うんだもん、その方は。私が入ったらとんでもないから、山下さん、勘弁してくださいと言われるのですよ。そういう方が本来この対象に入っているのかどうかというのも、私は心配になってきますし、そういった横浜市のゆがんだ行政がこのまま続くことが、私たち370万市民にとって一番の不利だと思っているので、この問題はしっかりやっていただきたいと思っています。

そういったのも踏まえて、判断は恐らく第三者委員の皆様方がされることだと思いますが、私たちは、今回の久保田発言だけではない、背景にそういった横浜市の闇があるということをぜひ明らかにしていただきたいということを期待をしていますので、今後の報告をまたお待ちしております。

以上です。

- **近藤総務局長** 先ほど来、副市長も申し上げますけれども、前人事部長が告発した内容に加えまして、関連して必要と認められる事項、これについても第三者委員の方に調査していただいております。実際、アンケートを実施をしているのですが、アンケートの質問項目の中では、前人事部長が言った項目以外にも、市長のパワハラと感じられる言動を体験、見聞きしたことはあるかという質問項目がございます。それ以外にも自由記載、自由に記載できる項目等がございます。そうしたものをきちんと、調査委員のほうも必要と認められる事項という形でアンケートのほうをしていただいているという状況でございます。
- **黒川勝委員** ありがとうございます。2番のところで、2番の(2)かな。調査手法として回答期間が、部長級以上の退職者を対象としてということで、これが理由で5月13日まで延びたということが1点と、それと、情報提供窓口の設置についても追加で、課長級の退職者への情報提供窓口を追加で設置して5月25日までということで、これが前回とのちょっと違いかなと思っているのですが、3月31日にこれを見ると、調査期間を7月末までに変更となっていますが、今後の予定は7月までに報告書を作成となっていますけれども、7月あたりからの日程についての変更というのは、これはないと理解してよろしいのですか。
- **湊ガバナンス推進室長** 調査委員の方からは、今のところ調査日程の変更については特に御相談とかはなくて、7月中旬に報告をしたいという意向を聞いております。
- **黒川勝委員** 調査期間が7月末までで、僕の考えだと、調査期間が終わってから報告書を書くとか、そういうようなことになると、また報告書が遅れて来るのかなという感じがしますが、あくまでも報告書が出てくるのが7月末という今のお話でよろしいのか、確認させていただけますか。
- **湊ガバナンス推進室長** 今、委員のおっしゃるようなスケジュールで考えております。
- **黒川勝委員** 報告書が出来上がりますと、報告書を公表、発表ということになると思うのですが、発表の仕方について教えてください。
- **湊ガバナンス推進室長** 現時点では、まだそのところははっきり決まっているわけではございませんので、まずは総括コンプライアンス責任者に提出していただきまして、その後に公表という形になるかとは考えております。
- **黒川勝委員** そうすると、発表の方法については松浦副市長がお考えになって示されるという、そういう理解でよろしいのですか。

- **湊ガバナンス推進室長** 提出が総括コンプライアンス責任者である松浦副市長でございます、公表の仕方ですとか市会への御説明については、ちょっと関係部署と調整していく必要があると考えております。
- **黒川勝委員** 市会に対する説明というのは、皆さんがお決めになることなのか、我々議会の側が皆さんに対して求めるべきものなのか、そのあたりは、考え方としてあれば教えてください。
- **近藤総務局長** 市会への報告につきましては、市会の御意見をきっちりお聞きしながら、また、1月28日の真相究明を求める決議、こちらのほうを踏まえまして、今後、調査委員の方と検討して話し合っております。
- **黒川勝委員** この委員会に対して報告をされるということなのか、それともまた別の方法を考えていらっしゃるのか。そのあたりはお考えどうでしょうか。
- **近藤総務局長** どういった形で報告させていただくのかは、市会の御意見を踏まえて検討をしております。
- **黒川勝委員** それはいつ頃決まる話なのですか。報告書が出てから考えるのか、それとも、もうそれ以前の段階で、もう今のうちから相談をしながら決めておくべきことなのか。どういうお考えでしょうか。
- **近藤総務局長** 今、調査委員の方は、7月末までに報告書をまとめるということで、今それに集中をいただいている状況でございます。そうした中で、ある程度、調査委員の方のほうでも時期を捉え、我々のほうで時期を捉えて、どういった形になるのかどうかというところを御相談させていただいて、市会の御意見等と擦り合わせをして方向性を出していきたいと考えております。
- **黒川勝委員** それぞれの会派でいろいろ考え方もあるとも思いますし、また、議長や各団長会なんかでの議論なんかもあるのかもしれませんが、いろいろ判断が難しい部分もあるのかとも思いますが、7月末に報告書が出てきて、それから、また議会のほうでどういうふうに対応しようかというのを、その後からまた考えていくと、ずるずる遅くなっていっちゃうと思うんですね。年明けには、もういよいよGREEN×EXPOも控えているということでもありますので、なるべく早い段階で、どういう形で報告をするのか、あるいは議会の中ではどういう体制で議論をしていくのか、そういうような方向性というものは、議会側ときちんと調整をさせていただいて、報告書が出てきた段階で、速やかにもう次の日程が決まっていくという、そういう体制を整えていただきたいと思いますと思いますが、副市長から何かお考えがあれば聞かせていただけますか。
- **松浦副市長** 今、近藤のほうで答弁しましたけれども、今、調査委員の方々は、調査に今一番佳境に入っているのではないかなと思っています。私が調査報告書を頂いて、それをどうするかというのは、調査委員の方々と話をしていけないと実際いけないところもありますので、しかるべき時期にそういった時期はいずれ来るのだらうなと思っていますけれども、今の段階では、調査委員の方々が一生懸命調査をされているので、我々から今の段階でどうしましょうかという投げかけは、しばらくちょっと待ってはいかがでしょうか。
- **黒川勝委員** ありがとうございます。よく分からないのですが、第三者の弁護士の先生方が一生懸命考えて、どういう報告書を出そうとか、どういう報告書にしようとかというのは、それはやっていた

できればいいことだと思いますけれども、その内容を見て、それによって議会への報告の仕方を変えるだとか、内容によって議会とどういうふうに調整しようかとかということではないと思うのですよね。だから、こういうことというのは、その内容いかにかわらず、これから、今まで横浜市でもあまりやったことがないことだと思いますので、どのような流れで進めていくかというのは、もう今のうちから議会側ときちんとあらかじめ決めておいて、報告書が出てきた段階で速やかに次の工程に入っていくということをやっておかないと、また何か変なふうに邪推をされて、こういう内容だったからこうしようとか、こういう内容だったからここに報告するのはしばらく待とうとか、そういうようなことになってしまうと、また変なふうにもいろいろと言葉が変な方向性に思わぬ飛び火をしてしまうということにもなりかねないので、早い段階でぜひ決めていただけたらと思いますので、御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- **松浦副市長** 検討のほうは進めていきたいと思います。
- **黒川勝委員** お願いします。
- **くしだ久子委員** 1点ちょっとお伺いしたいのが、もう既に調査のほうは終わられているという日程だと思うのですが、先ほど山下委員のお話にもございましたけれども、うちの田中議員ですとか山下議員のお話にありますように、私たち議員サイドにも、やはりそういった質問は困るという圧力的なことが、何人かというか、何度かあったという話なのですけれども、今回のアンケートに関して、当初、伊地知副市長がコンプライアンス責任者になられたときに職員の皆さんに通知を発して、その後、松浦副市長になられたときにもう一度職員向けに通知を発出して、2回発出されたという認識でよろしいのでしょうか。
- **松浦副市長** そうでございます。
- **くしだ久子委員** その際に、その後、もうすぐ締切りですよみたいなことがあったとか、あとは、場合によっては、先ほどの議員に対してその質問はやめてくれというような、何となく職員の方たちの中で、やっぱり言ったらまずいよねみたいな、そういう空気の醸成みたいなことはあまり感じられなかったかと思っ
- **松浦副市長** そうならなければいけないと思っていますので、私のほうからは、本来であれば総括コンプライアンスメッセージというのは一度でもよかったのかもしれませんが、あえて2回目を出したのは、そういった意味もでございます。
- **くしだ久子委員** 分かりました。今後また具体的な調査結果が出てくるということですし、この6月になって、恐らくそのアンケートの結果で、より具体的な幹部職員等に対してのヒアリングが行われるという予定が書かれておりますので、その辺でしっかりと調査が私たちのほうにも報告が上がってくるというように信じていたいと思います。
- **こがゆ康弘委員** ありがとうございます。簡単に2点だけ。
1点は、この第三者調査も、ただでやっているわけではないので、横浜市の費用がかかっていますけれども、前期の委員会が出たかもしれませんが、これまでにかけた、お支払いした費用、どのぐらいになっているのか、ちょっと伺いたいのですが。
- **湊ガバナンス推進室長** 令和7年度にお支払いした総額でいいますと208万7001円になります。
- **こがゆ康弘委員** 令和8年度は払っていないということなのですか。
- **湊ガバナンス推進室長** 令和8年度は、月次でお支払いしていますけれども、令和8年度につきましては

4月分はお支払いしておりますけれども、まだ調査の過程ではございますので、終わった段階で令和8年度の分は御報告いたしたいと思っております。

- **こがゆ康弘委員** ということは、では、7月末に調査終了した時点で一括してということになるということですね。
- **湊ガバナンス推進室長** 調査と同じタイミングというのは多分難しいかと思っております、といいますのは、結局終わった後に御報告をいただいておりますので、実際にお支払いするのは8月中になろうかと思っておりますので、少しお時間はいただくことになるかと思っております。
- **こがゆ康弘委員** 分かりました。
2点目は、7月中に報告するという事で総括コンプライアンス責任者に提出をしますと。これは受け取るだけなのか、その内容について市のほうから一度内容を確認をすとか、質問するとか、そういうことがあるのかどうか。その辺はどうなのですか。
- **湊ガバナンス推進室長** 私どもも説明をお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、それもどちらかという報告をしていただくということでありまして、この内容が云々かんぬんとか、そういう話ではなく、委員の方からこういう結果が出ましたよというのを報告いただく場になるのかなと今のところ考えております。
- **こがゆ康弘委員** 分かりました。議会としても、やっぱりしっかりとその内容について、受ける会、報告会のような形はこれから議会の中で議論するのですが、受けなければいけないと思うのですが、その中では、議員の中から必ずと言ったらあれですが、やっぱりこれをどういうふうに、どういうことなのかという、やはりその報告内容に対する確認とかを求めるといったことがあると思うのですが、議会サイドからのそういう質問、あるいは報告内容についての確認等は受けていただけるということによろしいのでしょうか。
- **湊ガバナンス推進室長** 当然そういう機会は、1月28日に全会一致で決議もいただいておりますので、考える必要はあると思っておりますし、ちょっとそこら辺の具体的な段取りにつきましては、議会局を通じて議員の皆様方の意向なども聞かせていただいた上での最終的にやり方を決めていく必要があるものと考えてはおります。
- **こがゆ康弘委員** 会議の開催の手法とか、どういう場とというのは、これから議会の中でもしっかり考えていかなければいけないのですが、少なくとも議会サイドから第三者に質問ができる、確認ができるということによろしいということですね。
- **湊ガバナンス推進室長** そういった機会は必ず必要だと考えております。
- **こがゆ康弘委員** ありがとうございます。以上です。
- **井上さくら委員** 幾つか伺いますが、最初に横山正人議員が指摘をされた退職者の情報、このことを伺いたいのですが、前回の常任委員会で、退職者の情報の取得の在り方について横山委員が指摘をされて方法を変更されたということで、指摘していただいて非常に良かったなと思っております。
それで先ほど、しかし、一旦はもう横浜市が情報入手する方式で郵送しているわけですよね。郵送して、協力いただける方は横浜市に返送なのか、何か御連絡くださいという形で、一定協力者の情報を先ほど入手していると。それ、1年間保存とおっしゃったけれども、1年間保存する必要あるのですかね。
- **湊ガバナンス推進室長** この退職者の方だけではなくて、一応行政として資料を1年間保存という形で取

扱いを定めて運用していたので、その中で、この退職者の方から提供していただいた情報も、同じように保存情報として位置づけたところでございます。

- **井上さくら委員** 1年間持っていれば、先ほど2人しかアクセスできないとおっしゃったけれども、どういふことで、途中で異動と言ったら失礼だけれども、あるかもしれないし、何があるか分からないわけですね、1年間保存していれば。もともと取得しない方法があったでしょうと指摘をされて、そういうふうに変更しているわけだから、当然、協力いただけるとお返事いただいた方の情報は調査委員の方に共有というか、しているわけですね。そうしたら、そもそもそちらの調査委員の方たちのほうで適切に保管、管理、廃棄していただくというルートだけにしたほうがいいではないですか。だから、1年保存ではなく、その他、市として行政文書を保存しなければならないものもあるでしょうけれども、個人情報だから、市長のパワハラ等の調査に協力すると申出があった人という個人の情報なので、それは1年保存ではなくて、もう弁護士たちに渡したもとの廃棄したほうがいいのではないかと思いますけれども、どうですか。
- **近藤総務局長** 今回、そもそもの経過で言いますと、退職した人たちに何かアクセスするに関して、我々が持っている情報というのは、退職時の住所という形しか持っていませんでした。そこに対して、調査があるので協力をお願いしたいという形で、協力できる場合にはどこに連絡をすればいいのか、アドレスとか、もしくは住所とか、そういったものをうちのほうに返していただくという形でスタートを切っております。それをやったときには、まだアンケートとか、どんな調査手法を取るのかということが決まっていない段階で、調査委員のほうから退職した人たちにも連絡を取りたいのだという形で、そうした中では必要最小限の協力ということで、今回このような形で、協力する人たちの情報を我々のほうで一回取った上で調査委員のほうに渡したという経過にはなっております。
その情報に関しましては、どのような形で公文書として取り扱うのかどうかということも市民局の市民情報室のほうとも相談をした上で、逆に個人情報が入っている文書という形の中で、きちんとした公文書として取り扱っておくのが適切だろうという形の中で、1年保存という形で今整理をさせていただいております。
- **井上さくら委員** 私は、これは早く廃棄したほうがいいと思います。本来取得をしない方法があったわけだから、取得をしない方法があったから追加でやっているわけなのでね。なので、1年も保存しておく、横浜市として持つておく必要はないと思うので、万が一にも漏えいしたり、あるいは市長が何かで見るという機会がないとも限らないから、なので、それは廃棄していただいたほうがいいと思います。
それで、今日御説明いただいた資料の中で、そういうふうにして追加調査をした方と、それから、そもそも最初からアンケートをお願いした方と、この今日の資料で言うと2番、調査内容と調査手法の概要の(2)の調査手法というところで、アとイとでそれぞれに退職者の方となっているのだけれども、それぞれ、これ、対象者は何人かということは答えていただけますか。
- **湊ガバナンス推進室長** 回答した方ということでしょうか。
- **井上さくら委員** 回答した方、出してくれるのですか。それならそれでもいいですが、要するに調査の規模感が分からないといけないから、対象の人数。
- **湊ガバナンス推進室長** 期間中に退職された方、幹部職員を含めて、大体700名ぐらいが対象にはなっております。
- **井上さくら委員** ちょっとごめんなさい、全部答えていただきたいのだけれども、今日の資料の調査内容

と調査手法の概要、(2)調査手法で、ア、幹部職員等を対象としたアンケートという中の、部長級以上の退職者と現在職位にある方、両方いらっしゃるわけですよね。それで、現在職位にある方が何人で、退職者の方が今700名とおっしゃったのかな。

- 湊ガバナンス推進室長 幹部職員が433名で、退職者が92名でございます。その他、関係する職員として187名でございます。
- 井上さくら委員 433名が現在の幹部職員で、92名が退職者で、それから、関係する187名。ごめんなさい、関係するってどういう意味ですか。
- 湊ガバナンス推進室長 秘書部ですとか人事、あるいは国際局など、委員が指定した、当時所属していた職員でございます。
- 井上さくら委員 つまり、部長級以上ではなくて対象にしているのが187名ということ。
- 湊ガバナンス推進室長 そのとおりでございます。
- 近藤総務局長 ここに書いてありますとおり、幹部職員等という形で、等には、今ガバナンス推進室長が申しあげましたとおり、国際局の職員とか人事部の職員、庶務の職員が含まれております。ただ、それを指定して、我々としても情報を第三者委員のほうにお渡しをしているという形で、実際、その職員に関してアンケートをどのような形で送っているのかということまでは我々も把握はしていないので、あくまで対象者というふうな形で御理解いただければと思います。
- 井上さくら委員 今のこの対象者は、いわゆる市長部局だけではなくて、交通局とか教育委員会とか、そういうところに入っているのですか。
- 湊ガバナンス推進室長 幹部職員については入っています。
- 井上さくら委員 それと退職者というのは、範囲ですね。何年に退職した方から。
- 湊ガバナンス推進室長 市長が着任された後ということで資料要求いただいて……。
- 井上さくら委員 市長の1期目のときから少しでも在職している人を対象にして、この退職者を出したということ……。
- 湊ガバナンス推進室長 令和3年8月以降ということで、令和8年3月までの方という期間の指定をいただいております。
- 井上さくら委員 それと、この調査手法のこの情報提供窓口の設置は、これはYCANを通してやったということだから全職員なのですか。これは何人なのですか。
- 湊ガバナンス推進室長 こちらについては、市職員が見られるような形でございますので、ちょっと学校のほうとかでイントラネットが見られるのかは、YCANが見られるのか分からないですけれども、市長部局でいえば2万人の職員が見ることができるようにはなっております。
- 井上さくら委員 では、このこの情報提供窓口は市長部局で、さっき言った教育とか交通局とかは見られるかは分からない。
- 湊ガバナンス推進室長 教育は見られるはずですが。ちょっと交通とか水道は、同じYCANを使っているのかどうか、ちょっと私自身が交通に異動したことがないので分からないですけれども。
- 井上さくら委員 それは分かっているのですか。
- 近藤総務局長 交通局、水道局のほうも見られるような形になっております。
- 井上さくら委員 ということは、2万人ではなくて、要するに情報提供窓口設置のお知らせをした人たち

が全部で何人なのですか。

- **湊ガバナンス推進室長** 情報提供窓口の案内は、先ほど副市長からも申し上げましたが、YCANで総括コンプライアンス責任者のメッセージをお送りしていきまして、また各区局のほうにもお送りしていますので、そういった形で部課長を通じて各職場のほうに周知しているものと承知しています。
- **井上さくら委員** だから、人数は分からないのですか。
- **湊ガバナンス推進室長** すみません。正確な人数をちょっと今把握していないのですけれども、大体私の記憶ですと、いわゆる教員を除いて市職員、水道、交通も含めて2万人以上おりますので、おおむね2万人以上というように申し上げたところでございます。
- **井上さくら委員** この退職者への情報提供窓口の追加設置という、これは何人が対象なのですか。
- **湊ガバナンス推進室長** 先ほど申し上げました、令和3年8月から令和8年3月の間で課長級が退職された方が323人ということでございますので、その方々には個別にお送りしております。
- **井上さくら委員** 分かりました。

それで、先ほど山下正人委員からも、調査の対象、人の対象のほうではなくて調査範囲といいますが、何を目的とした調査とするかという点で、部長の告発した文書の事実というのを対象にしていると。これがやっぱり私も限定的過ぎるのではないかなと感じています。必要があればほかのところも調べられますよという、先ほど答弁ありましたが、実際に第三者の調査依頼という、弁護士宛てに推薦のあった弁護士に出した文書で、実際これが契約書みたいなものだから、その文書にはすごく限定的というか、具体的に書いてあって、依頼事項は、令和8年1月15日に横浜市総務局人事部長記者会見の際に配付した文書、横浜市長、山中竹春氏による問題のある言動中に記載されている事実関係の調査、認定、評価で、米印として、1月28日に市会議員、マスコミに対して、久保田氏が把握している事実関係をまとめた資料が追加で配付されていますという米印もついているのだけれども、以下の事項を依頼しますというところは非常に限定的に、1月15日配付文書の中に記載されている事実関係の調査となっているのですね。

これは、1月15日に配付した文書を何度も私も見ているけれども、確かに具体的に何月何日にどうということがあったということも書かれているから、それ自体はもちろん事実認定をする必要はあるけれども、要するに、こういうのは氷山の一角なのだとおっしゃっているわけですね。ここに書かれているようなことがこれだけではないのですよ。これは、記者会見の音声とか動画のほうとかでは、別に出した文書だけではないですと、これはほんの一部ですと、それはそうですよね。顔出しで、しかもどういうシチュエーションでということを出すということは、マスコミに向けて全部どういうシチュエーションかということを使うわけだから、出せるものと、それから、当然同僚を気遣ってとかいろんなことで、その場では言わないものというのもあると思う。だから、1月15日のこの文書の中に書かれている事実だけを関係のこの事実の調査認定評価というのだと、部長が訴えたことの真意には及ばないのではないかなと思うのですけれども、どうですか。

- **近藤総務局長** 今、調査委員のほうアンケートのほうを実施をしているというお話をさせていただいたのですけれども、先ほど山下委員のほうにお答えしたことと重なる部分はあるのですけれども、まずアンケートに関してなのでも、前人事部長が告発した項目、どなたとか机をたたくとか、切腹発言とか、銃を撃つまねとか、そういったことがありましたけれども、確認という形で話をさせていただくのですけれども、その行為自体が、前人事部長以外にも、自分がやられたことがあるとか、他人がそういったことを

やられているのを見たことがあるかどうかという形で、その行為自体を幅広く調査委員のほうはお聞きしているという内容となっております。

それとともに、先ほど申し上げました、その他市長のパワハラと感じられる言動、体験、見聞きしたものがあればお答えください、また、自由に何か御意見があれば書いてくださいという形で今、調査委員のほうはアンケート調査を実施しているところでございます。

- **井上さくら委員** つまりそれは、調査の幅は非常に広いということは分かりましたけれども、ただ、その調査依頼という文書で交わしている、調査委員との事実上これは契約文書だから、契約文書に書かれているのは、この1月15日の文書の中の事実関係の調査、認定、評価なのです。その他必要と認める事項というものもついているけれども、それは前項に関連する事項において必要と認めるだから、結局、この(1)の1月15日文書の事実関係の調査に、この依頼文書はなっちゃっているのですね。そうすると、調査は幅広くやっていただいているとしても、報告書の立てつけというかな、報告書自体はこの調査依頼の文書に、報告書は、この目的について報告書をつくることになっているからね。だから、調査では、非常にもしかしたら幅広い例えばことが上がってきたとしても、調査報告書という形になるのは、横浜市が弁護士に出した調査依頼の文書で明記している部分になってしまうのではないかとちょっと懸念を持ちますが、どうですか。
- **松浦副市長** 今、委員が御覧になっているのは、2月4日の日に総括コンプライアンス責任者が県の弁護士会に依頼をした文書の頭紙だろうかと……。違いますか。
- **井上さくら委員** それは一般的に県弁護士会に依頼したときのものでしょう。その後の、推薦人が誰を推薦しますと来て、その推薦された具体的な弁護士宛てに横浜市として出している調査依頼。3月13日分。
- **松浦副市長** 私は、2月4日の日に、総括コンプライアンス責任者が県の弁護士に依頼したことが調査の目的としてあって、調査の依頼内容は、我々は、日本弁護士連合会の地方公共団体における第三者調査委員会調査答申に基づいて以下の事項を実施しますと。1つが本件事案等に関する事実関係の調査、認定、評価をお願いしたこと。2点目として、前項に関する事項において、その他必要と認める事項と依頼しているところでございます。
- **井上さくら委員** だから、本件——本件と書いているのか知らないけれども、私が言っているのは、県弁護士会長に、それは一般的にまず推薦依頼しているわけではないですか。それは契約書ではないのですよ。だって、さっきおっしゃったように、県弁護士会に依頼して、それを受けてくれますかということで投げかけている文書で、具体的には弁護士会のほうで、ではこの人、この人、この人をと言って推薦が戻ってきて、それに対して横浜市が、当時伊地知さんの名前になっているけれども、令和8年3月13日付で弁護士3人にそれぞれに向けて出しているでしょう、文書を。これに対して承諾してくださいねと言って承諾書を取ると、これが契約行為なのです、横浜市が行った今回の調査委員、弁護士とのね。ほかにありますか、契約している文書。
- **近藤総務局長** 調査委員とやり取りする文書は、今、委員がおっしゃられたものになります。
- **井上さくら委員** だから、最終的な契約形態となっている、その文書に書いているのが依頼事項で、令和8年1月15日に久保田氏が記者会見の際に配付した文書の中に記載されている事実関係と非常に限定してあるから、そのことを言っているわけです。松浦副市長、了解していただけたかしら。
- **湊がバナンス推進室長** すみません。繰り返しになりますけれども、依頼事項の中には、その他必要と認める事項ということで広げられるようにはしております。

そもそも、地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針という日本弁護士連合会が作成した指針がございますけれども、その趣旨の中でもどうしても、調査委員会による調査は、適法かつ適正な行政の執行を確保するため、公正・中立な立場から、関係法令等を踏まえ、対象事案につき原因を含む事実関係を究明・把握・認定し、必要に応じて再発防止策等に関する意見を形成し、これを報告することを目的となっておりますので、やはり取っかかりになる事項があって、そこが中心に調査を始めるといふことになり、どうしても指針もそういうふうに定めておりますのでなりますけれども、ただ、そこに限定されるものというわけではないのは、私どもも何度か委員の方にはお伝えしているところでございます。

○ **井上さくら委員** これ、参考に皆さんもそれぞれお持ちだとは思いますが、弁護士との3月13日に交わした、これが調査依頼の文書、それから承諾書というのをくっつけて、この承諾書にお名前と判を押してくださいねと言って返してもらっている。これが契約行為でしょう。ほかに契約書はないでしょう。もしあったら、要するに、調査委員と横浜市が交わしている契約に当たる文書、それを資料で出してくださいと思います。

○ **近藤総務局長** 先ほど来、ちょっと資料についての取扱いの整理をいたしますと、神奈川弁護士会のほうに推薦依頼をお願いをいたしまして、弁護士会のほうから3月の中旬に推薦弁護士が参りまして、その弁護士に対して個々に出した文書が、今、井上委員のお手元にあるものになります。

その中で、表現として本件という形で書いてあるのですが、本件に関しましては、それぞれ1月15日の段階で前人事部長が項目を挙げているのですが、そのものではなくて、どなる、机をたたく、書類を投げる、こういった行為全般を指して本件ということをお願いをしております。だから、そういった行為を自分がされたことがあるとか、ほかの人がやられたことがあるとか、そういったことについて調査をしていただくという形での調査依頼になっております。その項目以外にも何かあれば、必要なものという形で上げていただくという形になってございます。

○ **井上さくら委員** ちょっと食い違っています。この文書には、総務局長が幅広いものなのだと認識をしていらして、そのことを今おっしゃっているのはいいですよ。いいけれども、この文章にはそういうふうには書いていない。

(「文書に基づいているものだからね」と呼ぶ者あり)

○ **井上さくら委員** そう。文書には、次、日本弁護士連合会の第三者調査委員会等指針に基づき、以下の事項を依頼しますだから、基づいてはいるけれども、基づいて、以下の事項の(1)、(2)で、(1)は限定的に書いてある。そして、(2)で前項に関連する事項において、その他だからね。

○ **湊ガバナンス推進室長** 失礼しました。3月31日付で調査委員から横浜市長の言動に係る第三者による調査計画書というのが提出されておるのですが、調査の目的として、今、井上委員のおっしゃったような(1)として、令和8年1月15日に幹部職員が記者会見で配付した市長に関して文書に記載されている事実関係の調査、認定、評価(報告書の作成を含む)ということと、(2)として、上記に関連する事項において、その他必要と認める事項というようになっておりますので、基本としては、やはりそこが調査計画として立てられているものと承知しております。

○ **井上さくら委員** そこは、つまり、今幅広く先ほど提供いただいている中には、もしかしたら前人事部長が知らないような案件でハラスメントを受けていた人がいるかもしれないわけですね。そういうことに関して、これに該当するかどうかとあまり厳密に取ってしまうと、これをきっかけに、実は横浜市の中でそうい

う、先ほど人事権を盾に取って恐怖、これは恐怖政治というか、言われているわけだけでも、そういうことが行われていたのではないかという、そういうことの、言ってみれば超具体的な事実の認定以外でも、こういうことが氷山の一角として市役所の中で恐怖による支配が行われていたのではないかとやっているわけだから、そこはくれぐれも幅広く、調査もそうだけでも、報告書の記載に関して、報告書で何を上げてくるか。もちろん報告書は具体的な個人情報とかは出さないようになさるべきだとは思いますが、しかし、人事部長が指摘をしたこと以外についても、もしアンケートなどであるのであれば、それも含めてきちんと報告書に、報告書になるもの以外見ることができないではないですか。だから、それはちゃんと報告書に上げてもらいたい。これは、調査委員の方にどういう報告書をつくっていくのかということの要請としてお伝えいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

- **近藤総務局長** 調査の依頼、弁護士会にかけた、また個々の弁護士のほうにも依頼をかけた契約書と言っているものですが、そこに書かれているとおり、その他必要な事項、これについてもきちんと調査をしていただいて、報告書に書くものがあれば、きちんと書いていただくという形で話していきます。
- **井上さくら委員** 今言っている文書の中に、先ほどもちょっと読み上げましたけれども、目的として明記されているのは1月15日の文書なのですね。その下に米印で、1月28日に、市議員、マスコミに対して久保田氏が把握している事実関係をまとめた資料が追加で配付されていますと、こういうふうな米印がついている。これ、ただ、それも対象ですよと書いてあるわけでもないという、何か微妙な追加な形になっているのだけれども、この1月28日の文書も、これって、もしかしたら全員皆さん持っているのかどうか分からないけれども、これもちょっとちゃんと資料で出してください。1月28日の文書。
- **湊ガバナンス推進室長** 1月15日の文書というのは、人事部長から私が直接頂いて、市として収受文書として登録しているのですけれども、1月28日の発信というのは、前人事部長が、顧問弁護士がXにアップしたもので、市として直接収受はしておりませんので、私どもとしては、承知はしていますが市文書としては持ってはおりません。
- **近藤総務局長** そうすると、ここに、でも調査依頼の文書に書いているので、正式な調査依頼の一部に思えるのだけれども、1月28日に弁護士が出された文書というのを私は見えていますけれども、そこに書かれていることは、一部議員から圧力のようなことがあると。それから、市長がその当時、記者などに語る中で、訴えた部長だって同じようなこと言っていたのだみたいなことを記者会見の中でやり取りをされていて、二次加害であると、二次被害を受けているということもおっしゃっているのです。この1月28日の、そうすると指摘に関しては、実際調査されているかされていないかというのは分からないのですか、皆さんのほうでは。
- **湊ガバナンス推進室長** そこは私どもとしても把握はしておりませんが、これ、先ほども申し上げたところではございますが、2月4日に県弁護士会のほうに推薦のお願いをしに行ったときも、また3月に、当時はまだ候補者でございましたけれども、調査委員として御推薦いただいた弁護士の方に御説明した際も、私どもが直接受けたわけではないけれども、こういったことを代理人の弁護士のほうが投稿されているという情報はきちんとお伝えさせていただいております。
- **井上さくら委員** 皆さんのほうでは把握していないということだけれども、くれぐれも、もちろん私たち議会の側もだし、それから市長の側も、現在調査中ですから、そういう圧力とか、何か調査に応じづらいような、先ほどの質疑もありましたけれども、そういう雰囲気が出されたり、それから、基本計画特別委員会の中でも、犯人探ししないでくださいと議員が市長に依頼するという異常事態ですよ。そういうことを心配

させるような状況は本当におかしいと思う。

これ、ごめんなさい、副市長。今そういう状況はないですかね。市長や、あるいはいろんなところから調査に応じづらいような圧力的なものはないと断言していただけますでしょうか。

- **松浦副市長** 4月16日、私の責任において、そういった不利益な扱いは一切しないということを徹底させましたので、そういう状況にはないと私は思っております。
- **井上さくら委員** もう一つは、ちょっとその調査方法についてなのですが、これには特に書いていないけれども、どこだったかな、アンケート。今日御説明いただいたアンケートや、それからYCANを通じてアクセスできるようにしていただいている窓口、いずれも実名で、役職を明記して応じるようにとされていると聞いていますけれども、そうなのでしょうか。
- **湊ガバナンス推進室長** そのように設定されておりました。
- **井上さくら委員** これ、実名で役職名も、退職者の場合はどうなのでしょうね。でも、実名で元何とかとすることを求めているのか。そういう回答もあってもいいけれども、匿名でということも両方あってもよかったのではないかと思うのだけれども、それについてはどうですか。
- **湊ガバナンス推進室長** そのあたりの御判断は、調査委員のほうで最終的にそのように御判断されたものということでございますので、ちょっと私どもとして、なぜそういう結論に至ったかというところまで細かく確認はしていないところではございます。
- **井上さくら委員** 調査委員がお決めになることだとは思いますが、実際、ただ、それでは、先ほど松浦副市長は、不利益取扱いがないように御自分が発信をされたので、そういうことは起きていないとおっしゃったけれども、目に見える不利益取扱いとならなくても、そういう空気があると、やはり実名では答えづらいということは十分あり得るのではないかなと思うのですが、どうですか。
- **湊ガバナンス推進室長** 今回の回答フォームにつきましては、調査委員の方に自らホームページを立ち上げていただいて、回答するに当たりまして、市のそれこそ端末を使ったら回答できないように、DX基盤課のほうにもブロックをかけていただいております。つまり、回答する際は、御自身のパソコンにアドレスを転送して、御自身の自宅のパソコンから回答していただくのですとか、あるいは私用のスマホで回答していただくような形で、誰が回答したかというのは私どもにも一切届かないような仕組みになっていますので、そこで調査委員の方に実名で回答していただいたとしても、その情報がこちらには一切フィードバックされないの、そういう意味では不利益は生じないものと考えております。
- **井上さくら委員** それは、そういうふうと思うというのは、調査する側はそう思うかもしれないのだけれども、これ、一例なのですから、兵庫県の百条委員会なのですから、百条委員会のアンケート調査というのは無記名と記名と両方やっているのですね。どちらでもいいよということで、同じようにアクセスできる外部のフォームに答えていただくという方式で、無記名でも記名でもできるという形を取ったようですけれども、そうすると、回答いただいたのが6725件のうち実名回答は僅か6.9%だったと、これ、百条委員会の調査報告書に載っています。93%が無記名だったと。兵庫の状況と同じだったら横浜市はまずいだけけれどもね。兵庫のほうの方がより答えづらいという状況が続いていたのだとは思いますが、横浜市は同じようではないと信じたいけれども、でも、やはり93%と7%って、これぐらい差が実際に起きるといことは、やはり実名だけだと取りこぼしてしまう声があるのではなかろうかと、一応そういう限定的なものであるとは見ておく必要があるかと思うのだけれども、どうですか。

○ **近藤総務局長** アンケートに関して記名式にしたのは、先ほどガバナンス室長がお答えしたとおり、第三者委員のほうで御協議されて、そのような結果になったという形になります。そうした中で、第三者調査の委員の方は、アンケートの回答に当たっては直接調査委員が受けるような形にしたいという形の中で、アンケートの手法、情報提供窓口の手法、そのような形で考慮をして、市のほうに誰がどう答えたのか一切漏れないような仕組みづくりをした上で、記名式になっているということもあるのかなとは考えております。

○ **井上さくら委員** 今、だから、それは今回調査委員がお決めになったことだということを繰り返しておっしゃっているのだけれども、それはそれでももちろんそうだと思いますし、それ自体を否定するものではありません。ただ、やっぱりそのことによって埋もれてしまう声があるのではなからうかということは心配します。

実際、これは厚生労働省のパワハラ対策のサイトを見てみたら、パワハラ対策7つのメニューと厚生労働省が書いていて、その一つに、社内アンケートなどで実態を把握するというのが対策の一つなのだけれども、そこにはポイントとして、より正確な実態把握や回収率向上のために、匿名での実施が効果的です。厚生労働省、匿名での実施が効果的と書いている。これはどう思いますか。

○ **近藤総務局長** 本当に繰り返しになって申し訳ないのですがけれども、今回のアンケート、また情報提供窓口の手法に関しましては、この横浜市の状況等を踏まえて第三者委員の方がお決めになったという形で理解をしております。

○ **井上さくら委員** お決めになったことは、もちろんそれで結構です。ただ、やはりそれはおのずと限界がある方法であるということは踏まえておかなければならないし、そういう実名で役職も書いてくださいという、かなりハードルの高い形で集めている声だから、それは相当本当に勇気がある、そして事実の裏づけのある声だということで、先ほどもちょっと言いましたけれども、あまり目的を狭めてしまうと、せっかく寄せられた声がちやんと報告書で反映されないということがないように、くれぐれもしていただきたいと思います。

まだちょっと続けていいですか。

○ **大桑正貴委員長** はい、どうぞ。

○ **井上さくら委員** いいですか。もう一つは市長自身のヒアリングのことで、この間、基本計画特別委員会の際に藤代委員がお聞きになられて、市長が4月に受けましたとおっしゃいました。4月何日に受けたのでしょうか。

○ **近藤総務局長** 本当に正直申し上げまして、私どものほうも、市長がそういったヒアリングを受けたということも、あの本会議場で知ったという形です。

○ **井上さくら委員** 先ほど来、総括コンプライアンス責任者である松浦副市長は、ぜひ職員に不利益取扱いはないから受けてくださいと、そういう発信をされましたと、それも見ました。それと、伊地知副市長が当時出されたものも、これは公務ですと。お金も税金でやっているのだし、公務だから受けてくださいと書いている。そのとおりだと思います。市長は、このヒアリングを受けたのは公務ではないのですか。

○ **松浦副市長** 市長は当事者になりますので、私はそれは、市長は政務でやられているのだろうと思っています。

○ **井上さくら委員** そうなのですかね。だって、どうして。当事者だから政務なの。市長という立場でもって、まさに公金を使って受けていただいているわけですよ。それは市長だけは公務ではないと、どうしてそ

うなるの。

- **松浦副市長** 調査全体の体制は市の組織として必要と思っていますので、公務として行っています、組織として。実際に市長がどのようにして調査委員の方々のアンケート、ヒアリングを受けるかというのは市長のスタンスになりますので、それは、恐らく市長は政務として扱っているのだろうなど私は思っています。
- **井上さくら委員** そうすると、いつ受けたかの記録はないのですか。
- **松浦副市長** あれば私も承知しております。
- **井上さくら委員** それはやっぱりおかしいのではないですかね。市長がちゃんと一定の時間受けたということの、1時間とか2時間とか御自分の記憶でおっしゃっていただけても、何月何日に受けたのかということも横浜市として全然承知もしていなくて、それでいいのですか。市長がちゃんとした調査対象であると、それは受けても受けなくてもいい調査ではないのですよ。政務とおっしゃるけれども、任意ではないのだから。
- **松浦副市長** 調査には市長も協力していただいていると認識しています。
- **井上さくら委員** いや、そういうふうにおっしゃったからね。この間、特別委員会で市長がお答えになったから恐らくそうだろうというだけで、裏づけがないじゃない、記録がないのだから。
- **松浦副市長** 我々は、第三者による調査で調査委員の方を信頼して、本当にこの調査期間中、お任せしておりますので、その中でしっかりと調査報告書の中に事実として記載はされるのだろうと期待しております。
- **井上さくら委員** これは、ちゃんとそういう記録は残すべき。要するに、政務だからといって記録をしない。確かに私も4月の横浜市長の動向を見ましたよ、行動記録。どこにもそれらしいものはないから、ここには書いていないのだなど。以前、市長の行動の記録というのをもらったことがあるのだけれども、このホームページに書いてある行動記録以外はございませんと、一切残していないと、そういうことなのですね。そうすると、ここに書いていないと、市長は一体このヒアリングを受けたのか、受けていないのか、本人が記憶で言っているだけと。もちろん調査委員の方たちのところには記録があるだろうけれども、それは公にはならないわけですよ、それ自体は。

これ、ちゃんとしたまさに税金、必要ないというか、本来必要のないような調査を、そんな何千万円もかけてやっているわけですよ。市長がちゃんとかういう日時に受けましたと、市長としてということを明らかにしないのはなぜなのですか。
- **松浦副市長** この前の答弁の中で市長もされていたと思います、そこは調査。
- **井上さくら委員** だから、何月何日というのは、何。皆さんは全く分からないからお答えもできないし、いつ受けたのでしょうかねということではかないということですか。
- **松浦副市長** そうでございます。
- **井上さくら委員** これ、調査もそうだし、それからハラスメント研修の話と同じなのですね。ハラスメント研修も、本人が受けましたと言っているけれども、これも記録がないのですよ、記録を求めたけれども。それは自分が自由だからみたいなことなのだけれども、それだって、ちゃんとお金は自分で出してもいいけれども、市長がこの問題についてどういう対処しているのか、そしてどういう、説明責任の一つとしてちゃんとすべきことだと思います。それを政務だからといって、皆さんこれでいいとおっしゃっているところが付度だと思いますけれども、副市長。
- **松浦副市長** 先ほど横山委員から、私が一般質問で答弁した件について、もう一度再確認の御質問をいた

いただきました。私もやっぱり、市の組織としてハラスメントが起きない、起こさない組織にしないとイケないと思っていて、そういう意味において、今回事実調査中でありませうけれども、今回そういった疑いとか相談があったわけで、こういった調査を行っているわけなのです。

したがいまして、先ほど1つ研修の例も挙げましたけれども、今は、例えば課長級とか課長補佐、係長といった現場の責任職を対象とした研修を組織として行っておりますけれども、今、井上委員のほうから市長のほうの研修の話をされましたが、横浜市の組織として行う研修として位置づけた場合にはしっかりと、いつ、どこで、どういった研修を受けたのかということもしっかりと組織として確認をしておりますので、そういう意味においては、今後においては、今、委員から言われた件についてはしっかりと、勤務の記録といますか、そういうものをされると思っています。ただ、これまではそこが正直今ないわけであって、それは個々人の中で、例えば市長におかれましては政治家でもありますから、市長御自身の中で御判断をされて研修も受けられていると私は理解しております。

- **井上さくら委員** もうちょっとあるのですけれども、先ほど、公表というか、報告書の受け方についての質疑もありました。それで、そうすると、まず7月末までに報告書をまとめて、コンプラ責任者である松浦副市長が受けるでしょうと。市長にはどういふうにそれは伝わるのですかね。
- **松浦副市長** まだそこまで考えておりません。
- **井上さくら委員** 考えておりません。考えていない。ちょっとそれも意外というか、私は、例えば私たち議会に報告される前に市長に伝わってはいけないと思うのですよ。そうしないと、いろんな証拠隠滅かどうか分からないけれども、当事者なのだから。当事者に報告書が先に伝わってはいけないと思うのですよ。松浦副市長は統括コンプライアンス責任者だけれども、市長の部下でもあるから、だから、まずその報告書ができれば松浦副市長に出されますと、そこまで決まっているとおっしゃるけれども、それ、同時に市長にだって伝わりかねないではないですか。出さないですか。市長には見せないのですか。
- **松浦副市長** 先ほど、私に対して報告書が出た後の対応について黒川委員の御指摘をいただきました。これから、その後の報告書を受けた後に、どのように議会に報告するとか、そういうことについては決めていくことになりますから、そこが先に市長がとか、そういった話では私はないのかなと思っていますので、今この段階で、今、井上委員から言われた市長が先とか後か、そういった議論になかなかお答えできないなと思っています。しっかりと議会と調整をしながら、どういったやり方で進めることが正しいのかということを考えていきたいと思っています。

(「一緒に聞けばいいじゃない」と呼ぶ者あり)

- **井上さくら委員** 本当、少なくとも同時にやっていただきたい。お答えできませんとおっしゃるけれども、先に市長に出すはないでしょう。それは、議会より先に市長に見せませんはないということをおっしゃってくださいよ。
- **松浦副市長** 先に出すともまだ決めていませんので、本当にこれから検討しないといけない課題だなと思っています。
- **井上さくら委員** やはり、それはぜひ行政に出されるのと同時に、議会や、それがもう公表ということで、公表で記者会見されるなら記者会見でもいいけれども、同時に議員、議会のほうにも示していただきたいし、それから、その中で、先ほどがゆ委員もおっしゃったように、やっぱり質疑の機会というか、説明を受けて、どういう状況、どういうことなのだというやり取りはしていただきたいと思ひます。それは議会の側の

ほうで、どうあるべきかということの意見を取りまとめていくことにはなると思うけれども、少なくとも行政との関係でいうと、どうしたって、この弁護士の先生たちが出す報告書は、まず松浦副市長に出すわけだから。だから、そのタイミングの問題は議会とよく相談しておっしゃったけれども、ぜひ、まだ考えていないと言うけれども、議会より先に市長に見せるということがないように、そうしないと市長のほうで、いや、これはこうだとか、これはああだとかといろいろ言い訳されても、私たちも、ではそれはどうなのだとことこの反証もできないではないですか。それはまさに当事者である市長が真っ先にするという、真っ先というか、松浦副市長に届いた後すぐに知ると、少なくとも議会より先に知ることがないように、まだ決めていないとおっしゃるけれども、それはお願いしますよ、副市長。

- **松浦副市長** 今後検討してまいります。
- **大桑正貴委員長** よろしいですか。大分長くなっておりますので、なるべく簡潔に。
- **井上さくら委員** もう終わります。ぜひそこは、議会もタイミングの問題はありますけれども、ぜひ、私たち少数会派ですけれども、少数会派も含めて議論ができるようにしていただきたいし、市長に先に報告書が行くということがないようなタイミングで諮っていただきたい。お願いします。

ごめんなさい。もう一つ、すみません。最後に1個だけ。資料請求、先ほど他都市の事例のことをお願いしましたけれども、併せて本市の、これ、ちょっとさっきのと関連しちゃうけれども、この報告の問題とも関わるから追加でお願いしたいのだけれども、本市が持っている制度がありますね。ハラスメント指針とか、職員の。いろいろ関係法令というものがあると思います、横浜市の仕組み上。その仕組みがどういうものがあって、それではなぜ、市長が当事者であった場合、それから特別職が当事者であった場合は、なぜそれでカバーできないのかということも分かるような資料を、現状の課題が分かるような資料をお願いしたいと思います。

- **近藤総務局長** 承知しました。御用意いたします。
- **大桑正貴委員長** ただいま井上委員より資料請求がございましたので、先ほども、契約書と呼べるか分からないですが、そういう資料も含めて出せるものについては出していただければと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** では、御異議ないものと認め、さよう決定いたします。
他にいかがでしょうか。
- **山下正人委員** いいですか。今、井上委員が契約書の件で、私、手元がないので何を書いているか分からないのですが、これ、非常にちょっと気になっている部分が、弁護士さんの業務というのは契約に基づいてやられますから、当然それが限定列挙されていて、それを調べるというのが今回のミッションだとすると、それ以外のことは出てこないのではないかと、先ほど私が一番懸念しているのは、やっぱり今回の件ももちろんなのですが、今の横浜市を取り巻いている、この空気ですよね。これを何とかしなければいけないというのが一番課題感で持っているのですけれども、あの契約の中では出てこないような気がするのです。これ、正式にお金を払うのは、スポンサーは松浦さんなのだから、正式に依頼をかけたほうがいいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。
- **松浦副市長** 繰り返しになりますが、2月4日に県の弁護士会に依頼をし、それから井上委員が言われた3月中旬の県の弁護士会を通じて、調査委員の方々に今回これを受託していただくという方々から頂いた、

我々の送った文書と回答と、それから、それを基にして調査委員の方々と補助員の方々とどういった調査を進めるかといったことを調査計画書として、3月末日付で我々に調査計画書を頂いているのですね。その調査計画書を、先ほど湊室長が読み上げたとおりになっていて、その中には、何回かこの間答弁させてもらっていますけれども、1月15日に前人事部長が告発をした件と、その他必要に応じて、その他必要と認める事項と書いてありますので、3月中旬の文書の中にその一部がなかったのかもしれませんが、2月4日、3月の中旬、3月末日の調査計画書。調査計画書には、今言いましたその他必要と認める事項が入っていますので、我々は今回の調査を、今回の山下委員とか井上委員が言われるように、調査を矮小化しているみたいなことは一切ないようにしていこうと常に本当に思っていますので、そこは信頼してもらいたいなと思います。

- **山下正人委員** もちろん松浦さんを信頼していないわけではなくて、信頼しているのだけれども、弁護士さんというのは、やっぱり法律に基づいて動く職業の方だから、交わした契約を基に行動するのではないかという懸念を私は持っているのです。だって書いていないじゃんという、はっきり言って。書いていないじゃんと言われたらそれまでではないですかと。そもそも弁護士、司法ってそういうものだから。先ほど言ったように、田中議員だとか私たちが受けたような、ああいったことが多くの横浜市の職員が受けているとするならば、今回の報告書の中にはその手の案件が出てくるという理解でよろしいですか。
- **松浦副市長** 3月13日付で総括コンプライアンス責任者が弁護士に送った調査依頼について、1月15日に前人事部長が告発した件だけではなくて、(2)として、前項に関連する事項において、その他必要と認める事項もしっかり依頼事項に入っていると思いますけれども。したがって、それを踏まえて調査委員の方々が調査方針を立てて現在調査をいただいていますので、日本弁護士連合会の調査指針を踏まえて、全体としての横浜市における行政組織における適正な組織として、今回の調査の件についての事実の認定、それから評価、それから横浜市が、繰り返しになりますけれども、適正な行政組織であるための提言などが出てくると期待をしております。
- **山下正人委員** 分かりました、きちんと調査をされているということは今の段階で信じておきたいと思えますし、もしそれが出ないのだったら、我々もまた調査するのは嫌なのです。今度の調査というのは、恐らく法的権限だとか様々なものが持つ、縛られたような調査になると思いますから、そんなものに時間を浪費している、横浜市は今暇ないではないですか。だから、今回の横浜市と3人の委員の方に交わした契約書の中に基づいて、久保田さんの案件だけではなく、それに付随することだけではなく、今横浜市を取り巻いている多くの問題がしっかり明らかになるということを期待をしています。でなかったら、私は神奈川県弁護士会は終わっているなと思いますのでね。結構です。
- **大桑正貴委員長** では、他によろしいでしょうか。
(発言する者なし)
- **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で総務局関係の審査は終了いたしました。

本日の委員会の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書等を議長宛てに提出いたします。

次回の委員会日程ですが、6月2日火曜日、午前10時より委員会室1において開会いたしますので、よろしくお祈りいたします。



◎ 閉会宣告

○ 大桑正貴委員長 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後4時50分

速報版